

# 『江湖風月集略註』研究（十一）

禪研究所中世禪籍班

飯塚大展・佐藤俊晃・比留間健一・堀川貴司

はじめに

本稿は前稿に引き続き『江湖風月集略註』に関する校訂と注釈を行った成果である。読書会の参加者は、飯塚ほか、佐藤俊晃、比留間健一、堀川貴司の各氏である。読書会は、はじめに各自が担当者となり、頌一首ずつのレジュメを作成し、それをもとに共同で校合の確認と内容理解に関する討議を行ってきた。担当は、以下の通りである。

- (135) 橘洲塔（比留間） (136) 寄月坡造塔（堀川） (137) 省恩堂（飯塚） (138) 息耕（佐藤） (139) 擁葉（比留間） (140) 帰江陵奔講師喪（堀川） (141) 涅槃（飯塚） (142) 題友人行巻（佐藤） (143) 開灯油田帰明覚塔（比留間） (144) 菖蒲石（堀川） (145) 政黄牛（飯塚） (146) 玉田（佐藤） (147) 帰湖南為師造塔（飯塚）

【テキストについて】

(1) 底本と対校本

底本①京都大学附属図書館所蔵『江湖風月集略註』（以下「京大本略註」）

対校②飯塚架蔵増上寺二念庵旧蔵寛永九年版『江湖風月集略註』（以下「寛永本」）

(2) 参考史料

『略註』（林下妙心寺派）系統

③駒澤大学図書館所蔵『江湖風月集略註』大義写本（以下「大義写本」）

④飯塚架蔵寛永己酉（十年）版『江湖風月集略註鈔』（以下「略註鈔」）

〔五山系統〕

⑤龍門文庫所蔵『江湖風月集抄』（芳郷光隣・彭叔守仙抄、以下「龍門文庫本」）

⑥成篁堂文庫所蔵『襟帯集』

⑦駒澤大学図書館所蔵『江湖風月集夾山鈔』(以下、「夾山鈔」)

〔洞門抄物系統〕

⑧蓬左文庫所蔵『江湖風月集抄』(蓬左文庫本)

〔林下大徳寺系統〕

⑨足利学校遺跡図書館所蔵『江湖風月集抄』(「足利学校本」)

〔妙心寺系統〕

⑩京都大学文学部図書館所蔵『江湖風月集訓解添足』(無著道忠抄、以下「訓解添足」)

【翻刻凡例】

一、本史料翻刻に際しては、底本には、京都大学附属図書館所蔵『江湖風月集略註』(以下「京大本略註」)を用いる。

一、底本の翻刻の体裁は、頌の本文を太字とし、注釈の本文は改行二字下げとする。本文の行間や欄外に書写された抄文も、匡郭内の注の後に「欄外注」として翻刻する。傍注に関しては、第一句から第四句を順次ABC Dとして、該当箇所を指摘した後、「傍注」として翻刻する。

一、底本と寛永本との校合を行なう。なお、校合に関する注は、「校異」として脚注の形で行う。

一、「大義写本」、「略註鈔」は比較対照史料として、二段組で翻刻する。

一、翻刻に当たっては、異体字・略体字・別体字・俗字等は、現行の書体にて翻字する。省文等も同様である。また、明らかに誤写と思われる部分については、また脱字が明かな場合には、必要に応じて他のテキストを参考にし、注記する。

一、踊り字は、片仮名は「ゝ」、「ゞ」、漢字は、「々」、「々々」を用い、二字以上の「く」も用いる。

一、合字の「ㄣ」「ㄣ」」「ㄣ」「ㄣ」は、それぞれコト、シテ(シタ)、ヨリ、トキ、トモに置き換えて翻字する。

一、濁音・促音等の表記は、原文のままに翻刻し、敢えて統一ははからない。

一、句読点に関しては、読解を便ならしむるために、適宜これを補う。

0135 橘洲塔

〔京大本略註〕

新編江湖風月集略註卷下

蜀ノ松坡ノ憩蔵主

\* 頭云々。

(135) 橘洲塔

在<sup>1</sup>仗錫山、西橘洲莊<sup>2</sup>。大光明蔵序云、橘洲老人ハ蜀ノ英也。就<sup>3</sup>南郭洲中一築<sup>4</sup>浄院、安<sup>5</sup>之。遶<sup>6</sup>舎<sup>7</sup>樹<sup>8</sup>二万橘<sup>9</sup>、因自号<sup>10</sup>ス焉。諱<sup>11</sup>ハ宝曇、号少雲。嗣拙庵。宗派為<sup>12</sup>大惠之子<sup>13</sup>。住仗錫山。此題、或本作<sup>14</sup>竹院塔<sup>15</sup>。竹院ハ在<sup>16</sup>仗錫<sup>17</sup>。光明蔵者、橘洲所作、未<sup>18</sup>畢<sup>19</sup>功而死<sup>20</sup>。其後天目和尚、統<sup>21</sup>而成<sup>22</sup>之。天目名未考。

A 月沈野水ニ光明蔵

B 蘭吐ニ春山ニ古仏ノ心

C 不用低頭<sup>シテ</sup>苦<sup>シテ</sup>尋覓<sup>スルコトヲ</sup>

D 骨頭節々是<sup>レ</sup>黄金

光明蔵序云、自<sup>1</sup>先仏<sup>2</sup>伝法、而至<sup>3</sup>二十八世<sup>4</sup>菩提達磨、迄<sup>5</sup>于震旦五祖、而下<sup>6</sup>具<sup>7</sup>大眼目<sup>8</sup>者、一々<sup>9</sup>發明<sup>10</sup>之。如<sup>11</sup>史法<sup>12</sup>也。命<sup>13</sup>之曰、伝灯光明蔵。蘭吐<sup>14</sup>春山者、橘洲遷化之後、埋<sup>15</sup>骨<sup>16</sup>越<sup>17</sup>之於<sup>18</sup>大蘭山<sup>19</sup>、故云<sup>20</sup>レ。骨頭節々者、橘洲全身成<sup>21</sup>舎利<sup>22</sup>也。

〔欄外注〕

月沈野水蘭吐春山、乃橘洲面目儼然、此外不用更論其生前滅後之事。至闍維得舍利等特余事耳。故云不用一一苦尋覓骨頭云々。

叢林盛事、橘洲蜀人、丞相史公一門皆崇事之。凡有質疑必咨之。延住仗錫、後造竹庵居之。

叢林盛事曰、學問該博、擅<sup>1</sup>名<sup>2</sup>天下<sup>3</sup>。本朝自覺範後独推<sup>4</sup>一人<sup>5</sup>而已。

史弥遠父史魏王就南郭洲中央築浄院云々。

橘洲、一日沐浴<sup>1</sup>衣<sup>2</sup>、請史魏王、<sup>3</sup>平日<sup>4</sup>日記、咲談而化。闍城士俗皆送之。茶毘、舍利無數。釈氏資鑑。

『江湖風月集略註』研究(十二)(飯塚・佐藤・比留間・堀川)

史王事、見外文抄六七丁。

### 【出典】

『禪宗雜毒海』卷二に「明覺」の題、「末宗本」の作として採られる。A句「月沈」を「日沈」とする(統藏一一四・六〇c)。

### 【校異】

\*ナシ―諱宗憇嗣無準川人也東福開山聖一法眷也

\*於一ナシ

\*全身成舍利也―一日沐浴更衣請史魏王叙平日行記笑談而化茶毘舍利無數釈氏資鑑月沈野水蘭吐春山乃橘洲面目儼然此外不用更論其生前滅後之事至闍維得舍利等特余事耳故云不用低頭苦尋覓骨頭云云

### 【略註鈔】

#### 蜀松坡憇藏主

此江湖集ヲ編ム人也。吾頌ヲ入テ編ムコト、古今不審也。或人云、唐ニモ虞伯生トイハサカ風雅集ヲ編ムトキ、吾詩ヲ入ルナリ。但シ虞伯生ハ松坡ヨリ後ノ者也。松坡ノ頌、卷末ニナリトモ不レ入シテ、爰ニ入ルコトハ、前後ノ作者皆ナ無準派也。松坡モ無準派ナル故ニ、爰ニ編ムカ。古語云、鶴ハ不レ古松ニ不レ憇セト。因レ之ニ松坡憇ト云也。

### (135) 橘洲塔

曇橘洲ハ僧ノ中テハ文章者ゾ。仗錫山ニ竹院ト云塔頭カアルゾ。

#### A 月沈野水ニ光明藏

橘洲、光明藏ヲ作ラレタガ規模ゾ。月沈野水ニタカ、橘洲ノ作ラレタ光明藏ゾ。

#### B 蘭咄春山ニ古仏心

古仏トハ、今当代殊勝ナ人ヲモ云ソ。古仏ノ再来ヂヤト云心ゾ。又ハ古仏ノヤウナト云心テモアルソ。元トヨリ釈迦ヲ古仏ト云ゾ。爰デハ橘洲ノコトソ。蘭ノ春山ニ香ヲ吐タコソ、橘洲古仏ノ心ヨ。橘洲ノ骨ヲ大蘭山ニ埋メタニ依テ如レ此ニ云ゾ。

#### C 不用低頭ニ苦ニ尋覓

焼香礼拝シテ、此人ハ何ニトアツタカト、アツタゾト

尋覓シテ何ニシヤウゾ。

### D 骨頭節々は黄金

骨頭ガ皆ナ黄金チヤホトニ、別ニ尋ルニ及ヌソ。

又註ノ如クニ、此外生前死後ノ事ヲ尋テ何ニシヤウゾ。

闇維シテ舍利ニ成タナト、云ハ余事ソ。一二ノ句ニ橘

洲ノ面目ハ儼然トシタソ。

又人々骨頭節々ガ黄金チヤホトニ、別ニ低頭シテモト

メテ、イラヌコトソ。

### 【注(131)】

(1) 在仗錫山西橘洲莊 橘洲塔の所在地を示す注。注(3)も参照。

(2) 大光明藏序云……因自号焉 大光明藏は橘洲宝曇の撰で、

三卷『景德伝灯録』などから諸祖の機縁を抄出し評語を加えたもの。

ここでは冲虚道人史弥遠(一一六四—一二三三)の『大光明藏』序

を摘録し、橘洲の生涯のあらましを述べている。「橘洲老人蜀英也。

有奇才能属文、語輒驚人。一日忽棄所業、參上乘于諸方。後造妙喜

室中決了大事。奔軼絶塵如空群之月題也。先父文魏王去玄鶴之鼎、

一見喜動眉睫。自是文交道契。相羊于東湖山水之間。煙雲沙鳥外、

意甚適焉。就南郭洲中央築淨院、安之。以尚其賢。遶舍樹万橘。因

自号。」(統藏一三七・三八五a)。

(3) 諱宝曇……住仗錫山 史弥遠の序のあとに載る石溪心月の序の

冒頭には「大光明藏、橘洲曇少雲、乘史筆勾索佛祖機縁」(統藏

一三七・三八五b)とあり、また、首題次行に「住持慶元府仗錫山

延寿禅院嗣祖比丘宝曇述」(統藏一三七・三八八c)とあることでこ

の記述が確かめられる。

(4) 此題……在仗錫 拜竹院塔とする本があることは、「龍門文

庫本」も指摘する。「竹院在仗錫」は注(10)に示す『歷朝釈氏資鑑』

に拠るか。

(5) 光明藏者……天目名未考 『大光明藏』を完成させる前に橘洲

は死去したので、天目和尚が書き継いで完成させたが、天目につい

ては未考とする。『大光明藏』の跋文の末尾には「惜乎、世故不

成完書。將欲修證而添統之。後世必有楊子雲者。淳祐辛丑歲夏序

權輿天目野樵文札跋(統藏一三七・四五四・四五五a)とある。

跋の筆者は「天目の隱者である文札」と考えるべきか。『大光明藏』が未完に終わったことについては、『枯崖漫録』卷一、橘洲曇禪師

の条に「惜未成全書而寂(統藏一四八・七六d)とある。

(6) 大光明藏序云……伝灯大光明藏(統藏一三七三)の典拠を示した

もの。注(2)で引用した『大光明藏』序のややあとの部分。「自

先師伝法、而至二十八世菩提達磨。迄于震旦五祖師而下。具大眼目者、一一發明之。如史法也。命之曰伝灯大光明藏(統藏一三七三

八五a)

(7) 蘭吐春山者……故云(統藏一三七三)「蘭吐春山(蘭が春の山に咲く)

は、橘洲の骨を越の大蘭山に埋めたのでこう言っている。

(8) 骨頭節々……成舍利也(統藏一三七三)「骨頭節々」は、橘洲の全身が

舍利になったことを言っている。注(13)の故事をふまえる。

(9) 月沈野水蘭吐春山……骨頭云々(統藏一三七三)「月沈野水、B句の「蘭

吐春山」に橘洲の面目はよく現れている。それ以外の生前滅後のこと

を論じるのは無用である。茶毘に付して舍利を得られたのは余事にすぎない。だからC・D句で、頭を下げて骨を求めめるのは無用のこととしている。

(10) 叢林盛事……居之(統藏一三七三)「叢林盛事」とあるが、『歴朝釈氏資鑑』に

「橘洲曇禪師蜀人。名擅天下。一時士夫咸尊師焉。丞相史公一門皆崇事之。凡有質疑必咨之。延住杖錫。後造竹院居之(統藏

一三三・一一七ba)とあるのが近い。『叢林盛事』でこれに該当す

る部分は「丞相史公尊其學業、拳以住明之仗錫。初入院時、二相親

送。其後史公復造竹院以延之。兩書ともに「竹庵」ではなく「竹院」としている。

(11) 叢林盛事……而已(統藏一三七三)「叢林盛事」に「學問該博、擅名天下。本

朝自覺範後独推此人而已」とあるのに拠る。

(12) 史弥遠父……築浄院云々(統藏一三七三)「就南郭洲中央築浄院」は注(2)

に引いた「大光明藏」序に見える語句。これの主語「先父文魏王」を「史弥遠父史魏王」とする。同じ人物を『叢林盛事』『歴朝釈氏資鑑』では「丞相史公」「史魏公」と呼んでいる。史弥遠の父は史浩。

『宋史』卷三九六の伝には「淳熙十年、請老、除太保致仕、封魏国公」とある。

(13) 橘洲一日……釈氏資鑑(統藏一三七三)『歴朝釈氏資鑑』には、「一日沐浴更衣、

請史魏公、叙平日行記、笑談而化。茶毘、舍利無數」とあり、「闔

城士俗皆送之」の七字を欠く。『叢林盛事』には、この七字がある。

(14) 史王事、見外文抄六七丁(統藏一三七三)「外文抄」は『禪儀外文抄』のこと

と思われるが、国会図書館デジタルコレクションの二巻本を見るか

ぎりでは、橘洲についての記述はあるものの、史弥遠・史浩のことは見えない。

(15) 此江湖集ヲ……爰ニ編ムカ(統藏一三七三)この頃の作者である松坡宗憲は『江

湖風月集』の編者。編者が自らの作を採るのは不審であるが、虞伯生(虞集、一二七二～一三四八)が『風雅集』(『皇元風雅前後集』)

0136 寄月坡造塔

【京大略註】

(136) 寄<sup>ス</sup>月坡<sup>ノ</sup>造<sup>ル</sup>塔<sup>ヲ</sup>

天童<sup>ニ</sup>月坡<sup>ノ</sup>普明<sup>ノ</sup>、嗣<sup>ニ</sup>無<sup>レ</sup>準<sup>ニ</sup>。久住<sup>ニ</sup>明州<sup>ノ</sup>天童<sup>ニ</sup>。塔頭<sup>ハ</sup>在<sup>ニ</sup>南谷<sup>ニ</sup>。塔<sup>曰</sup>円照<sup>、</sup>故<sup>一</sup>本<sup>ニ</sup>云<sup>ハ</sup>円照<sup>之</sup>嗣<sup>也</sup>。

A 無縫<sup>ノ</sup>団々<sup>ノ</sup>豊<sup>ム</sup>乱<sup>レ</sup>雲<sup>ヲ</sup>

B 靄<sup>然</sup>南<sup>ノ</sup>谷<sup>ノ</sup>日<sup>ニ</sup>生<sup>ス</sup>春<sup>ヲ</sup>

C 放<sup>テ</sup>教<sup>ス</sup>後<sup>手</sup>長<sup>ニ</sup>些<sup>ニ</sup>子<sup>ヲ</sup>

D 把<sup>テ</sup>一文<sup>ノ</sup>錢<sup>ヲ</sup>与<sup>フ</sup>匠<sup>ノ</sup>人<sup>ニ</sup>

唐<sup>ノ</sup>肅<sup>宗</sup>問<sup>ク</sup>忠<sup>臣</sup>國<sup>師</sup>、百<sup>年</sup>後<sup>所</sup>須<sup>何</sup>物<sup>也</sup>。師<sup>云</sup>、与<sup>テ</sup>老<sup>僧</sup>造<sup>テ</sup>無<sup>縫</sup>塔<sup>也</sup>。帝<sup>云</sup>、請<sup>テ</sup>師<sup>塔</sup>樣<sup>ヲ</sup>。良<sup>久</sup>云<sup>ハ</sup>、會<sup>慶</sup>。帝<sup>云</sup>、不<sup>會</sup>。師<sup>云</sup>、吾<sup>有</sup>付<sup>テ</sup>法<sup>弟</sup>子<sup>耽</sup>源<sup>、</sup>却<sup>諳</sup>此<sup>事</sup>、請<sup>テ</sup>詔<sup>問</sup>之<sup>也</sup>。後<sup>詔</sup>源<sup>、</sup>源<sup>乃</sup>有<sup>頌</sup>云<sup>ハ</sup>、湘<sup>之</sup>南<sup>潭</sup>之<sup>北</sup>、中<sup>有</sup>黃<sup>金</sup>充<sup>一</sup>國<sup>、</sup>無<sup>影</sup>樹<sup>下</sup>合<sup>同</sup>船<sup>、</sup>瑠<sup>璃</sup>殿<sup>上</sup>無<sup>知</sup>識<sup>也</sup>。疎<sup>山</sup>和<sup>尚</sup>因<sup>主</sup>事<sup>、</sup>僧<sup>為</sup>造<sup>リ</sup>壽<sup>塔</sup>了<sup>テ</sup>、來<sup>テ</sup>白<sup>ク</sup>疎<sup>山</sup>。々<sup>問</sup>、汝<sup>將</sup>多<sup>子</sup>錢<sup>与</sup>匠<sup>人</sup>。僧<sup>云</sup>、一<sup>切</sup>在<sup>ニ</sup>和<sup>尚</sup>。山<sup>云</sup>、為<sup>將</sup>三<sup>文</sup>錢<sup>与</sup>匠<sup>人</sup>、為<sup>將</sup>兩<sup>文</sup>錢<sup>与</sup>匠<sup>人</sup>、為<sup>將</sup>一<sup>文</sup>錢<sup>与</sup>匠<sup>人</sup>、若<sup>道</sup>得<sup>与</sup>吾<sup>親</sup>造<sup>塔</sup>。僧<sup>無</sup>對<sup>也</sup>。羅<sup>山</sup>時<sup>在</sup>大<sup>庾</sup>嶺<sup>住</sup>庵<sup>也</sup>。

を編んだときに自らの作を入れた例がある。ただし虞伯生は松坡より後の時代の人である（ので、前例にはならない）。松坡の作が巻末でもなくここに載るのは、前後の作者が無準派なので、ここに入れたのだろうか。

(16) 古語云……云也。松坡宗懋の道号と法諱の由来を述べた注。「古語」の出典は未詳。

(17) 曇橋洲ハ……文章者ゾ注(11)と似た内容を「文章者」という語で言っている。

(18) 古仏トハ……橋洲ノコトソ。B句の「古仏」への注。もとは釈

迦のことだが、古仏の再来、古仏のようなすぐれた人の意で当代の人についても言い、ここでは橋洲のこと。

(19) 焼香礼拝シテ……及ヌソ。D句について三つの解釈を併記するうちの二つ目。焼香礼拝して、この人の生前の事蹟を尋ねても意味がない。橋洲の骨が黄金なのだから、他を探すには及ばない。

(20) 又註ノ……シタソ。注(9)と同じ解釈。D句の内容も否定的にとらえ、橋洲の骨を黄金としてありがたがることはない。

(21) 又人々……コトソ。人びとの骨がすべて黄金なのだから、特に低頭して求める必要はない。

其僧至羅山。々問、甚処来。僧云、疎山。羅山云、近日有何言句。僧拳前話。羅山曰、還有人道得否。僧云、未有二人道得。山云、汝却回<sup>シテ</sup>拳<sup>シテ</sup>疎山<sup>ニ</sup>道<sup>ヘ</sup>、大嶺聞<sup>レ</sup>拳<sup>ル</sup>云、若將三文錢与<sup>ヘ</sup>匠人<sup>一</sup>、和尚此生決定<sup>シテ</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>塔、若將兩文錢与<sup>ヘ</sup>匠人<sup>一</sup>、和尚与<sup>ヘ</sup>匠人<sup>一</sup>共出<sup>ヌ</sup>一隻<sup>ノ</sup>手、若將一文錢与<sup>ヘ</sup>匠人<sup>一</sup>、帶<sup>ヘ</sup>累匠人<sup>一</sup>眉鬚墮落<sup>シメ</sup>。其僧拳<sup>ニ</sup>似<sup>ク</sup>疎山<sup>一</sup>。々聞此語、便具<sup>ニ</sup>威儀<sup>一</sup>望<sup>ヘ</sup>大嶺<sup>ニ</sup>礼拜<sup>シテ</sup>。嘆曰、將謂無<sup>レ</sup>人、大嶺有古仏、放光射<sup>ル</sup>到此間。雖然<sup>ニ</sup>如<sup>ク</sup>是<sup>ノ</sup>臘月蓮花。僧後持此語拳<sup>ニ</sup>似<sup>ク</sup>羅山<sup>一</sup>。々曰、大嶺後聞此語曰、吾与<sup>ヘ</sup>麼道<sup>一</sup>、已<sup>ニ</sup>是<sup>ノ</sup>龜長數尺<sup>ニ</sup>(会元十三)。後手者、為<sup>レ</sup>後用<sup>ニ</sup>遺物<sup>ヲ</sup>義也。或云、不与<sup>ヘ</sup>三文、只与<sup>ヘ</sup>一文、是垂後手也。

〔欄外注〕

疎山匡仁禪師、嗣洞山价。

寿塔者、在世時造塔頭也。

抄云、一文錢、兩文錢、三文錢者、皆是指示宗旨也。疎山仁、乃曹洞下尊宿也。不触諱而拳揚宗風也。是故羅山下注脚云々。

三文錢者、知識為初機、拖泥帶水、不惜口業、低細說似也。二文錢者、下第二義門、涉理致以接也。為中根開方便門也。

一文錢者、為上根頓機、示向上事也。

或云、此頌造塔者、一二句頌了、第三四者謂若欲垂後手、須用向上一路之謂也。

蓋此疎山寿塔話、一段譎訛也。若恁麼理論、不是了也。於臘月蓮花、龜毛三尺之上、試着眼看。

役人力与<sup>ヘ</sup>匠人<sup>一</sup>錢ハ二三ナランモ放教也。我ハ一文錢ヲ与<sup>ン</sup>也。

〔出典〕

不明。『貞和集』卷一にあり。

〔校異〕

\*塔曰一名塔曰、\*山云一心山云、\*大嶺一大庾嶺、\*射一棘、\*如是臘月蓮花僧後持此語拳似羅山々曰大嶺後聞此語曰吾与<sup>ヘ</sup>麼道<sup>一</sup>已<sup>ニ</sup>是<sup>ノ</sup>龜一如是也是臘月蓮華我与<sup>ヘ</sup>麼道<sup>一</sup>早是龜毛(なお京大本、如・是の間「此却向僧云汝去向大嶺道猶如也」十四

字ミセケチあり、本来は「如是也臘」か、後手―手

【略註鈔】

(136) 寄二月坡造<sup>レ</sup>塔<sup>ヲ</sup>

月坡ハ松坡ト法眷ソ。月坡ノ在世ノ時、寿塔ヲ作ラル、  
二、松坡頌作テ賀セラレタソ。

A 無縫<sup>レ</sup>団々<sup>レ</sup>疊<sup>レ</sup>乱<sup>レ</sup>雲<sup>ヲ</sup>

一ノ句ハ、国師無縫塔ヲ以テ頌スルナリ。団々ハ、塔  
ノ円イナリソ。又塔ノ影ヲ云也。碧岩ノ無縫塔ノ頌ニモ、  
層落々影団々ト作ラレタソ。疊<sup>レ</sup>乱<sup>レ</sup>雲<sup>ヲ</sup>ト云字ニ石ヲ含  
ンタト云説モアレトモ、只高イヲ云タ迄ソ。

B 霽<sup>レ</sup>然<sup>トシテ</sup>南谷<sup>ニ</sup>日生<sup>ス</sup>春<sup>ヲ</sup>

南谷ニ塔ヲ立テラレタソ。月坡ノ道德ノ盛ナルハ、日  
暖ニ生<sup>ス</sup>ル春<sup>ヲ</sup>ヤウナソ。古語ニモ、雲門ノ禪<sup>ハ</sup>如<sup>シ</sup>春<sup>ノ</sup>行<sup>ク</sup>カ  
万国<sup>ニ</sup>トアルソ。又日暖ニ生<sup>ス</sup>ル春<sup>ヲ</sup>タコソヨイ塔ヨ。

C 放<sup>サモ</sup>教<sup>ヲ</sup>後<sup>ニ</sup>手<sup>ヲ</sup>長<sup>ス</sup>ス<sup>コトヲ</sup>此<sup>ニ</sup>子<sup>ヲ</sup>

D 把<sup>テ</sup>一文<sup>ヲ</sup>錢<sup>ヲ</sup>与<sup>フ</sup>匠<sup>人</sup>ニ

三四ハ、疎山寿塔ノ話ヲ以テ頌スルナリ。後手トハ、  
後ノ為ニ物ヲ残シテヤクヲ云也。二文モ三文モ不<sup>シ</sup>レ<sup>テ</sup>与<sup>ハ</sup>  
一文与ルハ、後手ヲ残シタコトソ。アレトモ、放教レ  
トハ、少シ斗リ後手ヲ残シタニ用所ハ無イ、只一文錢  
ヲ匠人ニ与ヘヨソ。一文錢ハ上根ノ為ニ向上ノ事ヲ以

『江湖風月集略註』研究(十二)(飯塚・佐藤・比留間・堀川)

テ示スヲ云也。ト云ハ、向上ノ事ヲ以テ塔ヲ造レト云  
義ソ。疎山ノ寿塔ヲ作ラル、ニ、主事ノ僧ガ早ヤ寿塔  
ハ作リ了テソ口ト云也。疎山云、匠人ニハ何ホト錢ヲ  
取ラセウゾ。僧云、一切和尚次第ヨト云也。山云、三  
文与ウ歟、兩文与ウカ、一文与ウカト也。若シ道得タ  
ラハ、吾ガ為ニ塔ヲ作タ物ヨト也。爰テ僧不<sup>レ</sup>叶<sup>ホ</sup>トニ  
無<sup>レ</sup>對<sup>也</sup>。其<sup>レ</sup>比<sup>コ</sup>羅<sup>山</sup>ノ大庾嶺ニ住庵シテヤリヤルニ、  
其<sup>レ</sup>僧行テ拳<sup>ス</sup>前話<sup>ヲ</sup>ナリ。羅山云、誰モ道イ得<sup>タ</sup>者バシ  
アルカト也。僧云、未<sup>タ</sup>道イ得<sup>ル</sup>底アラズ。羅山云、  
此<sup>ノ</sup>話ヲ拳<sup>ス</sup>スヲ聞テ如<sup>レ</sup>此<sup>ニ</sup>云<sup>タ</sup>ト疎山ニ語レトナリ。  
若<sup>シ</sup>將<sup>テ</sup>三文<sup>ヲ</sup>錢<sup>一</sup>与<sup>ハ</sup>匠<sup>人</sup>ニ、和尚此<sup>ノ</sup>生<sup>決</sup>定<sup>シ</sup>不<sup>レ</sup>得<sup>レ</sup>塔<sup>ヲ</sup>。  
言ハ、三文<sup>ヲ</sup>錢<sup>ヲ</sup>匠<sup>人</sup>ニ与<sup>ハ</sup>タラバ、此<sup>ノ</sup>生<sup>デ</sup>塔<sup>ヲ</sup>バ得<sup>マ</sup>  
ジキナリ。三文<sup>ヲ</sup>錢<sup>ト</sup>ハ、為<sup>レ</sup>初<sup>機</sup>、拖<sup>泥</sup>帶<sup>水</sup>スルヲ云也。  
若<sup>シ</sup>將<sup>テ</sup>兩文<sup>ヲ</sup>錢<sup>一</sup>与<sup>ハ</sup>匠<sup>人</sup>ニ、和尚与<sup>ハ</sup>匠<sup>人</sup>共<sup>ニ</sup>出<sup>シ</sup>一<sup>隻</sup>手<sup>ヲ</sup>。  
言ハ、兩文<sup>ヲ</sup>錢<sup>ヲ</sup>出<sup>シ</sup>タラバ、一<sup>隻</sup>手<sup>ヲ</sup>出<sup>シ</sup>タコトヨ。  
兩文<sup>ヲ</sup>錢<sup>ト</sup>ハ、第二<sup>義</sup>門ニ下<sup>テ</sup>理<sup>致</sup>ニ涉<sup>テ</sup>接<sup>シ</sup>タコト也。  
若<sup>シ</sup>將<sup>テ</sup>一文<sup>ヲ</sup>錢<sup>一</sup>与<sup>ハ</sup>匠<sup>人</sup>ニ、帶<sup>レ</sup>累<sup>匠</sup>匠<sup>人</sup>ノ眉<sup>鬚</sup>墮<sup>落</sup>シ。言ハ、  
一文<sup>ヲ</sup>錢<sup>ヲ</sup>与<sup>ハ</sup>タラハ、匠<sup>人</sup>ヲ帶<sup>累</sup>シテ眉<sup>鬚</sup>墮<sup>落</sup>セシメ  
ウソ。一文<sup>ヲ</sup>錢<sup>ト</sup>ハ、上<sup>根</sup>頓<sup>機</sup>ノ為ニ、向上ノ事ヲ示<sup>ス</sup>  
ヲ云也。一向ノ叶<sup>ヌ</sup>匠<sup>人</sup>ヲ、向上ノ事ヲ以テ接<sup>シ</sup>タラハ、

帶累シタコトヨ。ホトニ法罰ガ当ラフズトナリ。其、僧  
疎山ニ帰テ拳似スレバ、疎山威儀ヲ具シテ礼拝シテ、  
今時人ハ無イト思フタレハ、大嶺ニ古仏ノヲリヤルヨ。  
其光リカ爰迄テ照シタ。雖ニ然モ如レハ、也、是レ臘月、  
蓮華、希有ノ義チヤ、誰レモ会シタ者ハアルマイ。我レ  
与麼ニ道ヲ、早是レ亀毛長キコト、数尺。長短ニ落ズ、計較ニ  
涉ラス、是レ向上事ヲ以テ示スナリ。

【注(136)】

(1) 天童……之嗣 Ⅱ『増集統伝灯録』巻四に無準師範の法嗣の一人として「四明天童月坡明禪師」の上堂語一則を載せる(統蔵一四二・四〇六d)。「略註鈔」に作者松坡の法眷と記すとおり、二人は同門である。なお、同じく同門の環溪惟一の語録の跋を記し「至元癸未(二十二年、一二八三)元正 住天童弟 普明 跋」(統蔵一・二二・七九d)と署名する。また「横川行珙禪師語録」巻一・阿育王山語録のなかに、「天童月坡和尚遺書至。上堂」(統蔵一・二二・一九〇b)があり、横川在住の至元二十年(一二八三)から寂年の二十六年(一二八九)の間に示寂したことがわかる。なお、「塔曰」以下は無準師範についての記述であることは「訓解添足」が指摘するとおりで、京大本はもともと題注末尾にやや小字で付加した部分であり、朱線で「無準」の下に補入させるよう指示しているが、翻刻は原型のままとした。

(2) 唐肅宗……無知識 Ⅱ『碧巖録』第十六則、「從容録」第八十五則に採録され有名な「国師塔様」の話。引用に近い本文を持つものは、『横川行珙禪師語録』巻二・室中拈古三十四則所収のもので、「拳。肅宗皇帝問国師、百年後所須何物。云、与老僧造箇無縫塔。帝云、就師請塔様。国師良久云、会麼。帝云、不会。国師云、吾有付法弟子耽源、却諳此事、請問之。後詔問耽源。源乃有頌云、湘之南潭之北、中有黄金充一国、無影樹下合同船、瑠璃殿上無知識」(統蔵一・二二・一九四a)とある。

(3) 疎山……会元十三 〓 『五灯会元』卷十三・撫州疎山匡仁禪師章に「有僧為師造壽塔畢、白師。師曰、將多少錢与匠人。曰、一切在和尚。師曰、為將三錢与匠人、為將兩錢与匠人、為將一錢与匠人。

若道得、与吾親造塔來。僧無語。後僧拳似大嶺庵閑和尚(即羅山也)。

嶺曰、還有人道得麼。僧曰、未有人道得。嶺曰、汝婦与疎山道、若

將三錢与匠人、和尚此生決定不得塔。若將兩錢与匠人、和尚与匠人

共出一隻手。若將一錢与匠人、累他匠人眉鬚墮落。僧回如教而說。

師具威儀、望大嶺作礼、歎曰、將謂無人、大嶺有古仏、放光射到此

間。雖然如是、也是臘月蓮花。大嶺後聞此語曰、我恁麼道、早是龜

毛長三尺」(統藏一三八・二四二c)とある。なお、後半部分、「大

慧普覚禪師語録」卷四では「山便具威儀、望大嶺礼拜、歎云、將為

無人、大嶺有古仏、放光射我此間。却謂監院曰、汝去向大嶺道、猶

如臘月蓮華。監院復持此語、拳似羅山。山曰、早已龜毛長數丈」(大

正藏四七・八二五c)となっていて、校異欄に示したミセケチ部分

がこれに依っていることがわかる。ミセケチされていない「僧後持

此語拳似羅山」も『大慧語録』に近いので、両書からの引用を整理

しきれずに合体させ、混乱が生じているか。内容については注(6)

(12) 参照。

(4) 後手……後手也 〓 C句「後手」の解釈を二つ挙げる。後人の修

行のよすがとしてこの塔を作ったのだ、とする説と、D句の一文銭

を与えるというのが後人への贈り物だとするもの。後者については

注(7) 参照。

(5) 疎山……洞山价 〓 『五灯会元』卷十三・疎山匡仁章は青原下五世・洞山价禪師法嗣に係る。

(6) 抄云……向上事也 〓 注(3)の話における三文・一文・一文の

區別を、師が弟子の修行の段階に応じて接化することの喩えとして

解釈するとどうなるかを示したもの。文中「不触諱」とは、そのも

のずばりの語を用いずに表現することで、『正法眼蔵』卷三には、「洞

山与雲居過水次、洞山問水深多少。云、不濕。山云、麤人。雲居却

問水深多少。云、不乾。謂、水諱濕、而当頭道濕不能回互、謂之麤

人。雲居却云不濕、是触諱而不能回互。洞山道不乾、乃有語中無語。

何謂有語不乾是。何謂無語不乾是。不乾乃是濕、是活語。能回互不

觸諱故也。」(統藏一五二・七六c)および月の満ち欠けについて

白黒の字も用いなくて表現する例(洞山五位頌の「三更初夜月明前」

を挙げています。

(7) 或云……一路之謂也 〓 頌の内容は前半二句に尽きており、後半は、

もし(どうしても)後進の指導に当たるのであれば、老婆心切(三

文銭)でも、理論で説く(三文銭)でもなく、ずばり究極の悟り(一

文銭)を示せ、と告げたのだ、とする解釈。

(8) 蓋此……着眼看 〓 注(3)の話はでたらめで、理屈では解釈で

きない、「臘月蓮花、龜毛三尺」(十二月に蓮の花が咲いたり、龜に

三尺の毛が生えたり、というありえない出来事)という表現に着目

すれば、そうとわかるだろう、の意。

(9) 役人カ……与ン也 〓 役僧が実際の費用として支払うのは勝手だ

が、私は一文銭という大事な禅の教えを与えよう、と解釈するもの。

(10) 一ノ句……迄ソ〓無縫塔は僧侶の長円形の墓石を言うので「団々」という形容が用いられるというもの。引用は『碧巖録』卷二・第十六則・頌「層落落、影团团」（大正蔵四八・一五八c）。

(11) 南谷……塔ヨ〓月坡の徳の高さを太陽の暖かさに喩えた、とするもの。『禅林僧宝伝』卷二に「梵曰、余読雲門語句。驚其辯慧渦旋波險、（略）想見其人、奇偉傑茂、如慈恩大達輩。及見其像、頹然偃坐胡牀、広額平頂、類宣律師。奇智盛徳、果不可以相貌得耶。公之全機大用、如月臨衆水、波波頓見、而月不分。如春行万国、処処同至、而春無迹。（略）嗚呼、豈所謂命世聖大人者乎」（統蔵

0137省恩堂

【京大本略註】

(137) 省恩堂

一本題、作洪兄婦省恩堂。省恩堂者、母堂也。為修冥福堂也。

A 理尽キ詞窮テ路モ亦窮スル

B 鳳離レ金網ヲ鶴拋レ籠ヲ

C 恩深ク義重シ踰ヘ蒼海ニ

D 不出ス半生清苦中

理尽詞窮者、母之深恩、不可以辞理而究尽也。抄云、鳳者、離父母而出家之謂也。五十謂之半生、真實報恩時節乎。

【欄外注】

為母造堂。

一三七・二二六a）とあるが、この喩えは、春があまねく万国に春をもたらしながらその痕跡を残さない、という意であり、ややずれる。

(12) 三四ハ……示スナリ〓注(3)に示した話について説明し、その寓意を注(6)の趣旨によつて解き明かし、さらに冒頭に注(7)の解釈を加えたもの。ただし(7)の解釈は、「後手」を遣すことに積極的な意味を付与しており、初心者である「匠人」に向上事を示すのは仏罰が当たる（眉鬚墮落）、とする後半の解釈とややニュアンスを異にする。

理尽詞窮者、言迹不可及故也。

或云、第一句、撥草參玄、工夫純熟之處。第二句、一機撥轉、是皆父母放我出家之効也。

〔傍注〕

A句 好个時節。

B句 父母令我出家。或曰、發軔一機轉々地、亦是誰恩力。快活々々。

C句 罔極之恩。

〔出典〕

未詳。但し『略註鈔』「龍門文庫本」は、『雜毒海』に見えるところ。又東陽英朝『禪林句集』に引用される外、『増補点鉄集』巻一下に、A B句、C D句がそれぞれ収載されている。

〔校異〕

\*為修—為母修 \*鳳—者—鳳離金網鶴擲籠

〔略註鈔〕

(137) 省恩堂

母ノ為ニ堂ヲ立テ、冥福ヲ修スルナリ。又毒海集ニハ、

洪兄婦ニ省恩堂ニトアルソ。母ノ在処ニ、省恩堂ト云カ

在テ婦タカゾ。

A 理尽キ詞窮テ路亦窮ル

母ノ恩深イコトハ、言ハニモ理ニモ伸ヘラレヌソ。

B 鳳離レ金網ヲ鶴ツ擲ッ籠ヲ

父母ヲ離レテ出家シタハ、鳳ノ金網ヲ離レ、鶴ノ籠ヲ出タ如クソ。

C 恩深シテ義重シテ 踰ッ蒼海ニ

母ノ恩儀ハ、海ヨリモ深イソ。蒼海ハ、蒼ノ字ヨシ。

D 不レ出ニ半生清苦ノ中ヲ

半生ハ、五十年ヲ云也。清苦ノ中ヲ不レ出シテ悟タハ、

愈ヨ母ノ恩深イコトソ。是カ真実報レ恩者ソ。又、理

尽一、心欲シテ縁セント而慮リ忘シ、口欲シテ談セント而辞バ喪ス。

言語道断ノ処ゾ。鳳離<sup>一</sup>、快活々々。恩深<sup>一</sup>、如<sup>レ</sup>前ノ半生<sup>一</sup>、清苦中ヲ不<sup>レ</sup>出シテ悟ルカ、恩ノ報シヤウナリ。

【注(137)】

(1) 一本題作洪兄婦省恩堂<sup>ニ</sup>「啓蒙抄」も同様に注する。「龍門文庫本」『略註鈔』は、「洪兄婦省恩堂」の頌が『毒海集』に見えるとす。『毒海集』は未詳。『禪宗雜毒海』の意か。ここでは、「龍門文庫」に従い、『雜毒海』とする。しかしながら、<sup>1</sup>統藏經所載本、別本の明洪武二八年(一三九五)刊本(それに基づいた寛文五年(一六六五)刊本)では確認出来ない。

(2) 省恩堂者……修冥福堂也<sup>ニ</sup>「省恩堂」は、母堂(母の居る処、即ち母親)の意とする。また、母の冥福を修する為の堂舎と言う。「龍門文庫本」も、「恩堂ハ、母ノ事ソ。事<sup>ル</sup>父母<sup>ニ</sup>ヲ、省ト云也。母ノ処ヘ帰ル僧ヲ送也」とあり、『啓蒙抄』は、「北堂、萱堂、慈堂、恩堂、皆称母」と注する。母を見舞う為に故郷に帰る僧を送る、送行の頌と解釈する。『襟帶集』は「省恩堂ト云堂バシアルカ」とし、『夾山鈔』は「按<sup>スルニ</sup>為<sup>ニ</sup>母孝養<sup>ヲ</sup>造<sup>ルカ</sup>之<sup>ヲ</sup>乎」、省恩堂という堂舎の存在を前提として頌するものと解釈する。欄外注も「為母造堂」とする。0032「送人省母」注参照。

(3) 理尽詞窮者……辞理而究尽也<sup>ニ</sup> A句の注。「理尽詞窮」と類似の語が、『禪林類聚』卷五に「琛(地藏桂琛)云、佛法不<sup>レ</sup>恡<sup>レ</sup>廢。師(法眼文益)云、某甲詞窮理絶也」(統藏一一七・三三三b)と見える。「略註」は、母の深い恩は、理屈や言葉では究め尽くすことの出来ないものだ、の意に解する。『訓解添足』は、「又、一ノ句、母ノ恩深不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>述、二ノ句比<sup>下</sup>父母許而出家得<sup>レ</sup>離<sup>中</sup>塵俗<sup>ヲ</sup>(此ノ義与<sup>三下</sup>引仮名

抄之義「同シ、与三ノ句意重テ不レ可ナラ」と注して、『略註』の解釈を不可とする。一方、『襟帯集』は、「一ノ句、心欲縁而慮忘、口欲談而辞喪ソ。心テ云ワレヌソ。理尽スル也。口テモエイハン也。詞究ルソ。サウシテ、ソコラツントトコラヘコラヘテヌケタラハ」と注して、心でも、口でも言うことのできない処をひと堪え踏ん張って超出したならば、の意に解する。『啓蒙抄』は、この人の修行は既に頭々上の道理も尽き果て、詞も究極まで突き詰めた、「行脚ノ路頭モ窮タル」人と注して、徹底した修行を経て究極の境地にまで到達した人であると托上の意に解釈する。

(4) 抄云鳳一者……出家之謂也。B句は、父母の元を離れ出家することの謂であるとする。『訓解添足』は、「金網及網、比二窠窟法執二也」と注して、「金網」と「籠」は、修行者の悟りや教えに対する執着の窠窟（あなぐら）に比するといふ。『襟帯集』は「注(3)に引用した一文に続けて、「二ノ句是コソ、ウラウシウノ出家ヨ。父母未生已前ニ超出シタソ。離レ功勳タ処ソ」と注して、B句が真の出家の姿を表現しており、自分をも超出し、修行や悟りをも離れた境地を言うとする。「鳳離金網」の類似表現が『五灯会元』卷六「洛浦元安」章に「欲知上流之士、不将佛相言教贴在額頭上。如龟負因、自取喪身之兆、鳳縈金網、趁霄漢、以何期」(続蔵一三八・一〇一b)と見える。「鶴出銀籠」の語は、『宏智広録』卷三に「犯動毛頭月昇夜戸、密移一步鶴出銀籠」(大正蔵四八・三〇c)と見える。ちなみに、『江湖風月集略註』(芳澤勝弘編注)によれば、A B句は、白隠

『江湖風月集略註』研究(十二)(飯塚・佐藤・比留間・堀川)

慧鶴がしばしば引用する句であることを指摘する。

(5) 五十謂之半生真実報恩時節乎。『訓解添足』は「人生ヲ為三百歳ト、其ノ半、五十年也」と注する。兩足院蔵『山谷抄』卷二十に、「我ハ六十デ有ホドニ、ハヤ半生ヲ過タニ」と見える。一方『啓蒙抄』は、「半生ハ三十年ナラン」と注する。頌を送られた僧の、出家者としての半生(五十才)に及んだ今こそが、真実の報恩行の時節であったのか、の意とする。

(6) 或云第一句……出家之効也。A句は、行脚して師に参じ、弁道工夫の修行が達成されたことを頌するのであり、B句はその悟りを(却来して)衆生の為に働かせることができるのは、父母が私の出家を許してくれたおかげである、の意とする。これに対して、「龍門文庫本」は、「理尽一、鳳一、大休歇」処、如「離金網鶴抛」籠也」とし、A句を悟りの境地に到ったことの意味とする。続翠(江西龍派)は、「理尽詞究」者、続云、句面ハ、言ハ初メ辞シテ父母ヲ出家スル時、父母割レ愛ヲ教レ出家セ之恩慈、者、不レノ在ラ言語上ニ之謂サリ也。路モ亦窮トハ者、言語道断、心行所滅ノ意ナリ也。又第一ノ句ハ叶テ本分ニ坐ニ断ニ無心ノ田地ニ也」と解釈する。私見によれば、鳳が金の網から離脱し、鶴は籠を擲つと言うのは、自由に空を翔る身となったことを表し、一度豁然として悟ったときの出身自由なることを言うのでは無いかと推察する。

(7) 母ノ恩儀ハ……着ノ字ヨシ。『襟帯集』は、C D句を注して、「三ノ句、尋常ノ恩ノ深ラハ、海ニ比スル也。四ノ句、其恩ノ報ヤウス

事ハヤスイソ。平生辛苦シタ中デ報スルナリ」見える。また、「夾山鈔」は、「統云、蒼海ノ字ハ非ナリ也。可シ作ニ滄海ノ字ニ。定テ烏焉差誤カ乎」とあり、『訓解添足』は「蒼、作レ滄ニ也」と注する。

(8) 清苦ノ中ヲ……真実報恩者ソこの僧が清苦修行を止めず(不断に修行して)大悟成就したのは、母の慈恩が深いことだ。そして、これこそが真の報恩行だ、の意。

(9) 又理尽一……快活々々別ノ解釈に拠れば、A句は心が外境に触れて思慮が生じようとするところを見事に断ち切り、口が言葉が発しようとするところで言葉そのものを失わせる、それは全く言語表現を断ち切った境界だ。「快活々々」はB句への着語。なんと生き生きと自由豁達ではないかという意。

0138息耕

【京大本略註】

(138) 息耕 号

A 禾已<sup>ニ</sup>登<sup>レ</sup>場<sup>上</sup>水満田

B 泥牛無<sup>ニ</sup>復<sup>タ</sup>痛<sup>ク</sup>加<sup>ル</sup>コト鞭<sup>ラ</sup>

C 春風春雨能<sup>ク</sup>多<sup>ク</sup>事

D 擲<sup>ガ</sup>掇<sup>テ</sup>犁鋤<sup>シ</sup>不<sup>レ</sup>上<sup>セ</sup>肩<sup>ニ</sup>\*

〔欄外注〕

擲<sup>①</sup>、去声。翰、擲也。

掇<sup>②</sup>、都活切。採也。拾也。

拾、説文掇也。広韻収拾也。又斂也。

〔傍注〕

A 「登場」 登<sup>③</sup>場者、打<sup>レ</sup>禾之庭也。又云、積<sup>レ</sup>禾処。

B 「泥牛」 一ハヨコレ牛也。

【出典】

未詳。

【校異】

\*ナシ―登場者打禾之庭也又云積禾処

【略註鈔】

(138) 息耕

号也。農事<sup>(4)</sup>了畢ノ処ソ。

A 禾已<sup>(5)</sup>登<sup>テ</sup>場<sup>ニ</sup>水満<sup>レ</sup>田

アルホトノ禾ヲハ刈テ、庭ヤ田ノ畔<sup>ヱ</sup>ニ登セタホトニ、

田ニ水ノ一盃アルヲモ厭ヌゾ。

B 泥牛無<sup>(6)</sup>復痛<sup>ヲ</sup>加<sup>レ</sup>レ<sup>コト</sup>鞭

息<sup>(6)</sup>耕<sup>タ</sup>ホトニ、牛<sup>ニ</sup>モ鞭ヲ加ヘヌゾ。

C 春風春雨能<sup>(7)</sup>多事<sup>ト</sup>

多事トハ無用処ノ義也。息<sup>(7)</sup>耕<sup>タ</sup>ホトニ、春ニ成テ春風

春雨ガ降ツ吹イツスレトモ、無用所ゾ。

D 擯<sup>(8)</sup>掣<sup>シテ</sup>鋤<sup>ツ</sup>不<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>上<sup>レ</sup>肩<sup>ニ</sup>

息<sup>(8)</sup>耕<sup>タ</sup>ホトニ、掣<sup>シテ</sup>鋤<sup>ツ</sup>ヲ取テ肩ニ上スルコトモ無ソ。底

意ハ、許多修行シテ熟処ニ至テ、帰家穩座シタリナソ。

擯ハ擲也。掣ハ採也、拾也。

【注 (138)】

(1) 擯去声 擲也。『古今韻会举要』去声部 卷二十一に「擯、擲也」と見える。

(2) 掣……又斂也。『古今韻会举要』入声部 卷二十七に「掣、都活切。説文、拾也。从手斂声。増韻、採也。又拾也」と見える。

(3) 登場者……積禾処。登場は、稲を脱穀した収載する場所。宋・張耒の『柯山集』卷十一「福昌秋日效張文昌二首其一」に「秋野無人秋日白、禾黍登場風索索」と見える。

(4) 農事了畢ノ処ソ。道号息耕の注。『竜門文庫本』、『襟帯集』に同文の題注が見える。

(5) アルホトノ……厭ヌゾ。稲の収穫時は田中に水の入ることを嫌うが、収穫後はかまわないの意。『襟帯集』に「早田脱田刈取タ時ハ水カ田ニ一盃アルソ。刈時ハ水ヲバ多ハ不置ソ。刈取時、何物モナイ時、水ハ田ニ満ナリ」と見える。

(6) 息耕……加ヘヌゾ。農事既に終わりを迎えたのであえて牛に働かせることもないの意。A・Bともに修行遍参の満了に至り、こと

さらに修行に打ち込む要のないことを言う。

(7) 多事……無用所ゾすでに收穫し終わつたのだから、いまさら稲の生育を助長するような春風春雨はいらぬお世話であるという意。多事はよけいなことをするの意。『禪語辞典』は多事について、『祖堂集』魯祖宝雲章より「師云、你是阿誰。泉（南泉）云、普願。師云、如何。泉云、也尋常。師云、汝何多事」の用例を挙げ、「余計なことに手を出す、おせっかいな、という意」と注している。また「能多事」の用例として、『増集統伝灯録』卷一、簡庵嗣清禪師章に「上堂拳達磨大師一日謂門人曰、時將至矣、汝等盍各言所得乎。最後慧可出礼三拜依位而立。磨云、汝得吾髓。師頌曰、捏目生花立

0139 擁葉

【京大本略註】

(139) 擁葉  
見上。

A 黄葉平鋪<sup>ス</sup>兩膝<sup>ノ</sup>金

B 誰云返<sup>ヘシ</sup>蟻穴<sup>アナ</sup>難<sup>ト</sup>尋

C 夜深<sup>テ</sup>宿<sup>ル</sup>火<sup>カ</sup>灰<sup>ハ</sup>冷<sup>シ</sup>

D 添得<sup>タリ</sup>南陽<sup>ノ</sup>寒<sup>レ</sup>上<sup>ル</sup>心<sup>ム</sup>

謂<sup>フ</sup>以<sup>テ</sup>葉埋<sup>ム</sup>擁<sup>ス</sup>兩膝<sup>一</sup>、是即膝下<sup>ノ</sup>之金也。<sup>(3)</sup>劉義<sup>カ</sup>落葉<sup>ノ</sup>詩、返蟻難尋<sup>ノ</sup>穴、婦禽易見<sup>ノ</sup>窠。<sup>(4)</sup>古詩、燒葉<sup>ノ</sup>中<sup>ニ</sup>無<sup>ク</sup>宿火<sup>一</sup>、讀書<sup>ノ</sup>窓下有<sup>ク</sup>殘<sup>レ</sup>燈<sup>一</sup>。南陽忠<sup>ノ</sup>国師、初<sup>ニ</sup>与<sup>テ</sup>同<sup>ニ</sup>參<sup>シ</sup>青銚<sup>ノ</sup>山和尚、在<sup>レ</sup>櫪<sup>ノ</sup>子谷、岩<sup>ノ</sup>栖<sup>テ</sup>洞<sup>ニ</sup>飲<sup>ム</sup>、且<sup>ニ</sup>夕<sup>ニ</sup>宴<sup>シ</sup>坐<sup>ス</sup>。每<sup>ニ</sup>寒<sup>ニ</sup>曉<sup>ニ</sup>霜<sup>ニ</sup>夜<sup>一</sup>、共<sup>ニ</sup>擁<sup>レ</sup>葉<sup>ニ</sup>自<sup>レ</sup>煖<sup>ム</sup>、青銚<sup>ノ</sup>略<sup>レ</sup>覆<sup>ル</sup>跌<sup>レ</sup>足<sup>一</sup>而<sup>レ</sup>已<sup>シ</sup>。南陽<sup>ノ</sup>意<sup>ハ</sup>在<sup>レ</sup>堆<sup>ニ</sup>聚<sup>ル</sup>。<sup>(5)</sup>青銚<sup>ノ</sup>罵<sup>リ</sup>曰<sup>ク</sup>、汝他日必<sup>シ</sup>作<sup>シ</sup>帝<sup>ノ</sup>者<sup>ノ</sup>師<sup>ト</sup>。後<sup>ニ</sup>如<sup>ク</sup>其<sup>ノ</sup>言<sup>一</sup>。<sup>(6)</sup>或<sup>レ</sup>曰<sup>ク</sup>、銚<sup>ノ</sup>罵<sup>リ</sup>曰<sup>ク</sup>、汝以後<sup>ニ</sup>為<sup>シ</sup>王<sup>ノ</sup>者

問端、得他皮髓被他謾、這般瞎漢能多事、六月無霜也道寒」(統蔵一四二・三八二a)と見える。

(8) 息耕……シタリナソ略註鈔は全体を、修行が機熟して帰家穩座したものと取意している。『訓解添足』に「句中、久倚<sup>ニ</sup>知識門<sup>一</sup>戸<sup>ニ</sup>參<sup>シ</sup>請<sup>シ</sup>畢<sup>シ</sup>、到<sup>シ</sup>休<sup>シ</sup>歇<sup>シ</sup>田地<sup>一</sup>也」と見える。なお攬撥にはそそのかす、おだてて誘い込むの意もあるが、諸注は抛擲、投げ捨てるの意に取る。『啓蒙抄』に「息耕<sup>ニ</sup>チャ呈<sup>シ</sup>、犁<sup>ヲ</sup>モ鋤<sup>ヲ</sup>モツント抛擲<sup>シ</sup>テ二度<sup>ノ</sup>度<sup>ノ</sup>肩<sup>ニ</sup>上<sup>ニ</sup>セシトナリ」と見える。また『襟帯集』は攬撥に注して「人ノモノヲモツラウバイ取<sup>ラ</sup>云<sup>フ</sup>也」と解釈しややニユアンスを異にしている。

師、魔魅人家男女去云。<sup>⑦\*</sup>又忠国師隱居白鶴山時、撥紅葉燒之。

〔欄外注〕

或<sup>⑧</sup>点云、添得南陽、謂今亦擁葉、則人々南陽也。可称今日之南陽也。

劉義三四句云、滿廊僧不厭、一ヶ俗嫌多。

茗溪漁隱叢話曰、劉義落葉詩云、返蟻難尋穴、婦禽易見窠云々。是影略之句法也。

北礪石樓序云、櫛谷成陰去、作金鑿上客。黄太史<sup>⑨</sup>序忠<sup>⑩</sup>国師<sup>⑪</sup>也、不知風葉擁<sup>⑫</sup>跌、同参先識。

忠国師、居南陽白崖山櫛子谷四十余祀、不下山道行聞于帝里。唐肅宗及代宗詔赴京待以師礼。忠国師擁葉事、伝中無之。

〔傍注〕

A 古語云、丈夫膝下有黄金、不向如来行処行

〔出典〕

不明。

〔校異〕

\*見上一見上北礪石樓序櫛谷成陰云作金鑿上客黄太史序忠国師也不知風葉擁跌同参先識

\*又忠国師隱居白鶴山時撥紅葉燒之一ナシ

〔略註鈔〕

(139) 擁葉

前二モ在夕題ゾ。前へニハ眠藏ノ額チヤト註シタガ、

爰ニハ何ニトモ註セヌソ。忠国師ト青銚和尚トノ古事

ソ。只題ニシテ作タカソ。

A 黄葉平鋪<sup>ス</sup>兩膝<sup>ノ</sup>金

十月ノ時分、木ノ葉ノ落タヲ暖リニセフトテ攪キ集テ

鋪イタハ、膝下ノ黄金ヨ。丈夫、膝下ニ有<sup>レ</sup>黄金ト云ヨリ

シタソ。

B 誰<sup>カ</sup>云返蟻<sup>ノ</sup>穴<sup>ヲ</sup>難<sup>シ</sup>ト尋

落葉ノ詩ニ、返蟻難<sup>レ</sup>尋<sup>レ</sup>穴<sup>ヲ</sup>、<sup>レ</sup>婦禽易<sup>レ</sup>見<sup>ル</sup>巢<sup>ヲ</sup>トアルカ、  
黄葉ヲ尽ク攪キ集<sup>ル</sup>タホトニ、返蟻穴ヲ尋<sup>ル</sup>ニ難イトハ誰  
ガ云ソ。底意ハ、人々膝下ノ黄金チヤホトニ、巢ニ迷  
フヤウナコトハアルマシキトナリ。

C 夜深<sup>テ</sup>宿火<sup>ヲ</sup>炉<sup>ノ</sup>灰<sup>ヲ</sup>冷<sup>シ</sup>

膝下ニ鋪イタ斗リテモアルマイ。火ニ焼クコトモアラ  
ウソ。葉ヲ焼イタホトニ、宿火モ無ク、炉灰モヒエノ  
トシタソ。

D 添得<sup>タリ</sup>南陽<sup>ノ</sup>寒<sup>上<sup>レ</sup>ル</sup>心<sup>ムネ</sup>

宿火モ無ク寒ムトシタナリヲ見ルニ、寒ニセメラ  
レタ南陽ヲ擁葉ノ辺ヘ添ヘタ如クソ。又宵ノホトハ火  
モアリ、サホトニ寒クモ無ツタガ、サテ夜深テ宿火モ  
無ク、炉灰モヒエトナツタデ、南陽ノ心<sup>ムネ</sup>一重ノ寒  
ヲソヘ得タソ。底意ハ、暖処ハ出世辺、寒処ハ不出世ゾ。  
夜深ルトハ、正位也。宿火冷トハ知解識情ノ尽<sup>キ</sup>タ処ソ。  
本分ノ入路ソ。

【注(139)】

(1) 見上ノ前にも見えた題である、の意。0095に同じ題の作がある。「略註鈔」が指摘するように、0095の題注には「眠藏ノ額」とある。

(2) 謂以葉……膝下之金也。A句は黄葉で両膝が埋まるさまを、膝下の金と言っている、の意。

(3) 劉義……見窠。劉義の「落葉」という詩に「返ろうとする蟻は穴を見つけづらく、帰ろうとする鳥は巢を見つけやすい」とある。

注(10)も参照。

(4) 古詩……残灯。C句「宿火」の用例を示す注。「冷齋夜話」巻四に「司馬温公詩話曰、魏野詩、燒葉炉中無宿火、讀書窓下有殘灯。而俗人易葉為葉、不止不佳、亦和下句無氣味」とあるのに拠る。

(5) 南陽忠国師……後如其言。南陽慧忠と青銿和尚が白崖山の黨子谷でともに修行をしていたとき、あまりの寒さに落葉を集めて暖をとった。青銿は足もとを覆うだけだったのに、南陽はうずたかく集めた。青銿はこれを罵って、おまえはやがて帝王の師となるだろうと言ったが、そのとおりになった。この逸話、注(12)が「伝中無之」と指摘するように、灯史の類には見えない。

(6) 或曰……男女去云。あるいは、青銿は「おまえは帝王の師となつて、多くの善良な人々を惑わすだろう」と罵った。何に拠るか未詳。「龍門文庫本」「首書」も未詳とする。

(7) 又忠国師……燒也。南陽は白鶴山に隠居したときに紅葉を焼い

た。何に拠るか未詳。寛永版本には、この指摘はない。

- (8) 或点云……今日之南陽也。ある解釈では、D句の「添得南陽」とは「今も葉を擁すれば（南陽の寒さを追体験できるので）すべて」の意とする。今人の南陽になれる。今の南陽と呼ぶことができる」の意とする。
- (9) 劉義三四句云……俗嫌多。劉義の詩の残りの二句を示す注。次に示す『苜溪漁隱叢話』に拠る。

- (10) 苜溪漁隱……句法也。注(3)の出典を示す注。『苜溪漁隱叢話』巻五五に、次のようにある。「苜溪漁隱曰、劉義落葉詩云、返蟻難尋穴、婦禽易見窠、滿廊僧不厭、一片俗嫌多。鄭谷柳詩云、半煙半雨溪橋畔、問杏間桃山路中、會得離人無限意、千糸万絮惹春風。或戲謂此二詩乃落葉及柳謎子、觀者試一思之、方知其善謔也。」劉義の詩について「返ろうとする蟻は（このために）穴を見つけづらく、帰ろうとする鳥は（このために）巢を見つけやすい。廊にこれが満ちても僧は厭わないが、一枚でも俗人は嫌うことが多い。それは落葉だ」というなぞなぞの詩である、とし、類似のなぞなぞの詩として鄭谷の「柳」詩を挙げる。一方で略したことを他方で顕すことを互に行い、二句を照らし合わせることで全体を明らかにすることを「影略互顯」というが、ここでの「影略之句法」とは「対句になる句の一句のみを示しもう一つの句を暗示する」あるいは「落葉ということばを使わずに落葉を暗示する」ことか。

- (11) 北碕石樓序云……同參先識。校異に示したように、寛永版本ではほぼ同文が題注に見える。『北碕文集』巻五「石樓序」に「權谷

成陰去、作金鑿上客。黃太史序忠國師也、不知風葉擁趺、同參先識」とあるのに拠る。黃太史は黃庭堅のことだが、南陽をこう評したかは未詳。0095「擁葉」では『北碕文集』をより長く引用しており、そちらも参照。

- (12) 忠國師……伝中無之。『景德伝灯録』巻五に「西京光宅寺慧忠國師者、越州諸暨人也。姓冉氏。自受心印居南陽白崖山黨子谷、四十余祀不下山門。道行聞于帝里、唐肅宗上元二年勅中使孫朝進、齋詔徵赴京、待以師礼。初居千福寺西禪院、及代宗臨御復迎止光宅精藍」とある(大正蔵五一・二四四・a)。

- (13) 古語云……行処行。丈夫の膝のもとには黄金がある(=もとも)と尊いものがある)のだから、自分から膝を折って如来のもとにわざわざ行く必要はない。「大丈夫膝下有黄金、争肯礼拜無眼長老」(『大慧武庫』巻一、大正蔵四七・九四九bなど)、「丈夫自有衝天志、不向如来行処行」(『禪林類聚』巻十五、続蔵一・一七・九〇aなど)は禅籍によく見られる句で、二つを組み合わせたものか。

- (14) 底意ハ……アルマシキトナリ。膝のもとには黄金があるのだから、「落葉」の詩の一句目のように巢穴に帰れず迷うことはあるまい。

- (15) 膝下ニ……トシタソ。足もとを落葉で覆うだけでなく、焼いて暖をとったりもしたろうが、(燃え尽きてしまえば)埋み火もなく、灰は冷え冷えとした。

- (16) 宿火モ……ソへ得タソ。埋み火もなくなつて寒くなれば、南陽が感じた寒さを自分も体験できる。あるいは、埋み火もなくなつて

寒くなり、南陽は心の中まで寒くなっている。

(17) 底意ハ……入路ソニ暖処ハ出世(ニ世俗的な栄達)、寒処は不出世をいう。夜が深まり寒さがつのるのが本来のありようで、宿火がなくて冷え冷えとしているのは、情理による認識がつかたことをいう。これが本来の自分への入り口である。

(17) 曇橋洲ハ……文章者ゾ注(11)と似た内容を「文章者」という語で言っている。

(18) 古仏トハ……橋洲ノコトソニB句の「古仏」への注。もとは釈迦のことだが、古仏の再来、古仏のようなすぐれた人の意で当代の

0140 帰江陵奔講師喪

【京大本略註】

(140) 帰江陵ニ奔ル講師喪ニ

A 講罷テ残経ヲ去テ不レ回ラ

B 石床ノ花雨翠リ成堆ラ

C 天荒地老テ重テ相見

D 眼ハ在テ欄腰眉底ニ開ク

去不レ回者、講師死也。講得経ヲ論称仏意、則雨花動地。須菩提宴坐岩中。梁武帝講放光般若経時、天雨ニ四花ヲ等ノ事、又

西山亮座主講経時、有雨花之瑞云々。天荒地老者、久義也。眼在トト者、愚謂、直饒説到ニ弥勒下生、総是弄ニ精魂ニ漢耳。

【傍注】

B 四花六動。

B 「翠」翠或作積。

人についても言い、ここでは橋洲のこと。

(19) 焼香礼拝シテ……及ヌソニC・D句について三つの解釈を併記するうちの二つ目。焼香礼拝して、この人の生前の事蹟を尋ねても意味がない。橋洲の骨が黄金なのだから、他を探すには及ばない。

(20) 又註ノ……シタソニ注(9)と同じ解釈。D句の内容も否定的にとらえ、橋洲の骨を黄金としてありがたがることはない。

(21) 又人々……コトソニ人びとの骨がすべて黄金なのだから、特に低頭して求める必要はない。

【出典】

不明。『貞和集』卷十にあり。

【校異】

\*喪―喪（或本帰字上有送人之二字）、\*中―中諸天雨花、\*経―ナシ、\*眼在―漢耳―ナシ

【略註鈔】

(140) 帰江陵<sup>ニ</sup>奔<sup>ニ</sup>講師ノ喪<sup>一</sup>

帰ノ上ニ送ルト云字在テヨイゾ。唐土<sup>7</sup>テハ、ドノ禅僧  
モ初メハ教者ニ依テ教学ヲスルソ。是ヲ受業ノ師ト云  
ソ。サウシテ後ニ参<sup>レ</sup>禅ゾ。夫レニ依テ経意ヲモ能ク窮  
ルニ依テ、禅学モ広イソ。日本テモ上代ニハ如<sup>レ</sup>此アツ  
タニ依テ、ヨカツタソ。今時ハサヤウニ無イニ依テ、  
錯リカ多イソ。是ハ江陵ト云処ヘ帰テ講師ノ喪ニ逢フ  
ゾ。

A 講<sup>シ</sup>罷<sup>テ</sup>残<sup>レ</sup>経<sup>ヲ</sup>去<sup>テ</sup>不<sup>レ</sup>回

講師ノナリゾ。此ノ間<sup>タ</sup>講シ残シタ経ヲ講シ罷テ死ナレ  
タソ。去<sup>テ</sup>不<sup>レ</sup>回トハ、死シテ一度去テハ不<sup>レ</sup>回ソ。<sup>(8)</sup>或ハ  
講シ罷テ残<sup>レ</sup>経<sup>ヲ</sup>トヨマフトイヘトモ、二三重三重テ何ソ  
トヤラウシタソ。

B 石床<sup>ノ</sup>花雨<sup>ケ</sup>翠成<sup>ス</sup>堆<sup>ヲ</sup>

此ノ間<sup>タ</sup>講経ノ時<sup>キ</sup>花<sup>ヲ</sup>雨<sup>フ</sup>タカ、今ニ堆ヲ成シテアルソ。

『江湖風月集略註』研究(十二)(飯塚・佐藤・比留間・堀川)

C 天<sup>ノ</sup>荒<sup>レ</sup>地<sup>ノ</sup>老<sup>テ</sup>重<sup>テ</sup>相<sup>テ</sup>見

雨花ノコトハ、梁ノ武帝放光般若ヲ講セシトキモ雨花<sup>ヲ</sup>、  
西山ノ亮座主講経ノトキモ雨花ヲ雨シ、須菩提説<sup>レ</sup>般若<sup>ヲ</sup>時  
モ雨<sup>レ</sup>花<sup>ヲ</sup>。<sup>(9)</sup>日本ニテモ、聖德太子講経ノトキモ天花乱  
墜シタソ。爰<sup>10</sup>テモ講師チャホトニ、花ハ雨ラストモ花  
カ雨タト云カ作法ゾ。

D 眼<sup>ハ</sup>在<sup>テ</sup>髑<sup>ノ</sup>骸<sup>ノ</sup>眉<sup>ノ</sup>底<sup>ニ</sup>開<sup>ク</sup>

講師ハ死シ去タホトニ、天<sup>モ</sup>荒<sup>レ</sup>地<sup>モ</sup>老<sup>タ</sup>ソ。如<sup>レ</sup>此云  
タトテ、百年ニ成テ年<sup>シ</sup>久<sup>イ</sup>デハ無ケレトモ、死  
去テ何<sup>ソ</sup>ニモ無イ処ヲ云ソ。爰ノ相見シ難イ処テ相見シ  
タソ。何ニト相見シタソナレハ、  
喜識<sup>11</sup>尽<sup>ク</sup>タ髑<sup>ノ</sup>骸<sup>ノ</sup>上<sup>ニ</sup>活<sup>ク</sup>眼睛<sup>カ</sup>アルソ。爰テ相見シタソ。  
前<sup>12</sup>ニ髑<sup>ノ</sup>骸<sup>ノ</sup>那<sup>ノ</sup>畔<sup>ニ</sup>重<sup>テ</sup>相<sup>テ</sup>見<sup>ク</sup>、立<sup>チ</sup>尽<sup>ス</sup>空山又<sup>タ</sup>夕陽<sup>ト</sup>同意ソ。

## 【注(140)】

(1) 去不……死也。A句後半は講師が死去したことを言う、の意。「去不」は一般に何かが立ち去って戻ってこないという表現であるが、ここでは死去を意味する。「三体詩」巻二・崔曙「九日登仙台呈劉明府」に「関門令尹誰能識、河上仙翁去不回」とあるのは、漢の文帝が『老子』を学んだという仙人の河上公のことで、当然ながら唐代にはもういない。

(2) 講得……瑞云々。優れた講經を行うと、仏を感動させ、天から花が降ってくるというもの。須菩提のことは『碧巖録』巻一・第六則頌評唱に「豈不見、須菩提巖中宴坐、諸天雨花讚嘆。尊者曰、空中雨花讚嘆、復是何人。天曰、我是天帝釈。尊者曰、汝何讚嘆。天曰、我重尊者善説般若波羅蜜多。尊者曰、我於般若、未嘗説一字、汝云何讚歎。天曰、尊者無説、我乃無聞、無説無聞、是真般若。又復動地雨花」(大正藏四八・一四六c~一四七a)、梁武帝のことは同じく『碧巖録』巻一・第一則本則評唱に「武帝嘗披袈裟、自講放光般若經、感得天花乱墜、地變黄金」(同一四〇b)とある。亮座主については、『五灯会元』巻三・亮座主章(統藏一三八・五八b)他に、講經の名手であったが馬祖との問答でその無意味さに気づいた、という逸話の持ち主であるが、花が降ったという話は未詳。なお注(5)(9)参照。

(3) 天荒……久義也。江西龍派編『新選集』(唐から明初の七言絶句を分類集成したもの)所収黄晋卿(黄澹)「徽宗画木石」に「石辺

古木尚青枝、地老天荒石不知、故国小臣誰在者、蒼梧落照不成悲」とあるように、王朝の交代など時代の変化を伴う時間経過を言う場合に用いられることが多い。

(4) 眼在……漢耳。D句の解釈を示す。たとえ弥勒が地上に出現するときまで経を説いていたとしても、無駄に精神をもてあそぶ輩ではない、(軀體)になって無言の法を説くのがよい)の意。「訓解添足」ではこの説を「或謂」とし(この部分は寛永版本にないので、後人の付加と考えたのであろう)、「甚鑿」と評する。

(5) 四花六動。釈迦が無量義経を説き終わると天から四種の花が降り、地が六種の震動をしたという『妙法蓮華経』序品に描かれる奇瑞(六瑞のうち二つ、大正藏九・二b)。表現としては、『統高僧伝』巻二十四・法琳伝に「演涅槃則地現六動、説般若則天雨四花」(大正藏五〇・六三七b)とあるように使われている。

(6) 帰ノ上……在テヨイゾ。寛永版本の割注にあるのと同様、かつて教えを受けた師の喪に服するため帰郷する僧を送る偈と取ったほうがよい、の意。

(7) 唐土テハ……多イソ。中国においては教・律・禪が併存してそれらを兼修するのに対し、日本においては、昔は天台・真言等の寺院(あるいは兼修の寺院)で基礎的な学問を身につけた上で禪宗に入る場合が多かったが、その後禪宗専門の寺院が全国に広がり、はじめからそこで修行するようになったため、知識が狭くなってしまう、という歴史的認識を述べている。これは、南北朝時代あた

りを境として変化したという歴史的事実と合致するものである(堀川貴司「五山僧に見る中世寺院の初期教育」『統五山文学研究 資料と論考』笠間書院、二〇一五、参照)。

(8) 或ハ……シタソ〓二字・二字・三字それぞれに動詞句として読むとくどくなる、の意か。「訓解添足」は「講罷<sup>ヤミ</sup>残<sup>コス</sup>経<sup>ノ</sup>之心也、然<sup>レトモ</sup>此ノ点甚<sup>ク</sup>碎<sup>ク</sup>也」として、解釈としては「或」の説を採るが、訓読としてはリズムが悪いとする。

(9) 日本ニ……乱墜シタソ〓『聖徳太子伝暦』(続群書類従八上)推古十四年(六〇六)太子三十五歳の記事に、太子が天皇に命ぜられて『勝鬘経』を三日間講じたところ、夜に蓮華が降って地に積もったため、天皇がその場所に寺院を建立させた、それが橋寺だ(「講竟之夜、蓮花夜零。花長二三尺、而溢方三四丈之地。明旦奏之、天皇太奇、車駕而覽之、即於其地、誓立寺堂。是今橋寺也」という話が載る。『元亨釈書』卷十五・聖徳太子にもほぼ同内容の逸話が

0141 涅槃

【京大本略註】

(14) 涅槃

A 臨<sup>ア</sup>行<sup>ニ</sup>特地<sup>ニ</sup>手<sup>ヲ</sup>摩<sup>ス</sup>胸<sup>ヲ</sup>

B 死<sup>ハ</sup>活<sup>ト</sup>都<sup>レ</sup>来<sup>ニ</sup>一<sup>ニ</sup>款<sup>ス</sup>

C 明日<sup>ハ</sup>即<sup>チ</sup>無<sup>ク</sup>今日<sup>ハ</sup>有<sup>リ</sup>

D 桃花<sup>ハ</sup>開<sup>キ</sup>尽<sup>ク</sup>杏花<sup>ハ</sup>紅<sup>ナリ</sup>

載る。

(10) 爰<sup>テモ</sup>……作法ソ〓講經の形容として、実際にそういうことはなくてもこう表現するのが偈の作法である、との意。

(11) 講師ハ……相見シタソ〓注(3)とは異なり、C句前半を時間の経過ではなく一種の心象風景とする。後半およびD句は、注(4)同様、(生きて経を説くよりも)死んで髑髏となったことで却って活き活きとした禅定力を得た師と相見した、とするもの。「喜識尽タ髑髏ノ上ニ活眼晴カアルソ」は『碧巖録』第二則・頌およびその著語「髑髏識尽喜何立(棺木裏瞋眼、(下略)」(大正蔵四八・一四二a)を踏まえる。これについては0118松下枯髏に詳しい。

(12) 前ニ……同意ソ〓0062悼大虚藏主のC・D句と同様、死んだ後に見えている風景こそ教えである、とするもの。

世<sup>1</sup>尊臨<sup>レ</sup>入<sup>二</sup>涅槃<sup>一</sup>、摩<sup>レ</sup>胸告<sup>レ</sup>衆云、若謂<sup>三</sup>我滅度<sup>一</sup>、非<sup>二</sup>吾弟子<sup>一</sup>、若謂<sup>三</sup>我不滅度<sup>一</sup>、亦非<sup>二</sup>吾弟子<sup>一</sup>。時百億<sup>ノ</sup>衆悉皆契悟<sup>、</sup>云々。  
款者、白状也。又、世尊告<sup>レ</sup>衆曰、今日即有、明日即無、汝等善觀<sup>ニ</sup>吾紫磨金色<sup>一</sup>身<sup>ヲ</sup>、瞻仰<sup>シテ</sup>取<sup>レ</sup>足<sup>ニ</sup>勿<sup>レ</sup>令<sup>ル</sup>後悔<sup>一</sup>、云々。

〔欄外注〕

今日明日之語、与滅度不滅度之語、皆是一款之白状也。

桃花杏花之開落、乃是法身常住之正体也。大龍山花澗水一般乎。

〔傍注〕

D句 堅固法身。

〔出典〕

典拠未詳。但し明版『禪宗雜毒海』(39)にあり。

〔校異〕

\* (なし) — 堅固法身 \* 云々 — 云々又云今日明日之語与滅度之語皆是一款之白状也

〔略註鈔〕

(141) 涅槃

仏ノ涅槃、色々ノ説アリ。七十九テ入滅トモ云イ、満八十トモアリ、八十一トモアルソ。人ノ定命ハ、上寿八百二十、中寿ハ八十、下寿ハ六十也。仏ハ、中道ヲトリ玉ヘハ、八十入滅必定ナルベシ。天竺ハ、東土ト、支干ガ替ルホトニ、詳ニ知レサルナリ。仏ハ、蠱ノ卦

A 臨<sup>レ</sup>行<sup>ニ</sup>特地<sup>ニ</sup>手<sup>ヲ</sup>摩<sup>ス</sup>胸<sup>ヲ</sup>

トモ、鼎ノ卦トモ云ヘトモ、実ニハ知レサルナリ。  
世尊ノ行ニ臨テ、忽チ手ヲ以テ胸ヲ摩シテ、吾紫磨金色ノ身ヲ、能ク観ヨ。若シ謂バ我滅度<sup>ト</sup>、非<sup>ニ</sup>吾弟子<sup>ニ</sup>、若謂ハ我不滅度<sup>ト</sup>、亦非<sup>ニ</sup>吾弟子<sup>ニ</sup>トヲシナツタハ、

B 死活都来一款<sup>ニ</sup>供<sup>ス</sup>

死活<sup>8</sup>ノ二ツヲ、一時ニ白状シタコトヨ。滅不滅ノ二ツ

ヲ云イ立テ、滅不滅ニ落ヌ肝要ノ処ヲ、白状シタコトゾ。  
C 明日<sup>9</sup>ハ即無今日有

今日ハ則有、明日ハ無ト云ワウケレトモ、声ヲヨクセ  
ウトテ、明日ヲ先キニ云ソ。今日ハ有、明日ハ無ノ上  
ヘニ、不生不滅ノ道理ガアルゾ。其レハ、ナンゾナレハ、

D 桃花開<sup>キ</sup>尽<sup>キ</sup>杏花紅<sup>ナリ</sup>

不<sup>レ</sup>涉<sup>レ</sup>不滅<sup>ニ</sup>、法身常住ノ体也。大龍<sup>ニ</sup>、僧問<sup>フ</sup>、色身、  
敗壞<sup>ス</sup>、如何<sup>カ</sup>是<sup>レ</sup>堅固法身ト問ヘハ、山花開<sup>ケ</sup>似<sup>レ</sup>錦<sup>ニ</sup>、  
澗水湛<sup>テ</sup>如<sup>レ</sup>藍<sup>ク</sup>、ト同心ソ。

【注(14)】

(1) 世尊臨入涅槃……百億衆契悟云々々 A B 句の注。『禪林類聚』卷  
十三「遷化」の項に「世尊於涅槃會上、以手摩胸告衆云、汝等善觀  
吾紫磨金色之身、瞻仰取足、勿令後悔、若謂吾滅度、非吾弟子、若  
謂吾不滅度、亦非吾弟子。時百萬億衆、悉皆契悟。」(統藏  
一七・八〇b)と見え、『禪宗頌古聯珠通集』卷二に「世尊臨入涅  
槃、以手摩胸、普告人天衆云、汝等諦觀吾紫磨金色之身、瞻仰取足、  
莫令後悔。若言吾滅度、非吾弟子、若言吾不滅、亦非吾弟子」(統  
藏一一・五・一二d)とある。複数のテキストの合糅抄出の可能性が  
ある。或いは、東陽英朝が参照可能な、この一文を含む抄出可能性が  
トが存在したのかも推察する。私見によれば、この頌は、二月  
十五日の涅槃に際して詠まれたものか。

(2) 款者白状也。「款」は、「款状」と同意、口述書、罪状を記した  
調書の意。宋代における法律用語「挾款結案」(自白によって判決  
を下す)が、転じて禪語として用いられる一例。『碧巖錄』第一則  
頌古評唱「大凡頌古只是繞路說禪、拈古大綱挾款結案而已」(大正  
藏四八・二四一a)と見える。『碧巖錄不二鈔』は、「挾款結案(楞  
伽云、款者、情款也。又誠款也。以窮<sup>メ</sup>其<sup>ノ</sup>情<sup>ヲ</sup>而見<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>誠<sup>ヲ</sup>)  
其ノ誠也。此乃世間有司吏牘之語、其司有訟事者、必  
究<sup>ニ</sup>其<sup>ノ</sup>彼此<sup>ノ</sup>之<sup>ノ</sup>人情<sup>ノ</sup>口款<sup>ヲ</sup>、以<sup>テ</sup>筆<sup>シテ</sup>之<sup>ヲ</sup>名<sup>ニ</sup>案牘<sup>ト</sup>。又曰<sup>ハ</sup>公案。  
其ノ訟<sup>ル</sup>者、或<sup>ハ</sup>三年五年乃至十年二十年、有<sup>ニ</sup>未<sup>レ</sup>了<sup>セ</sup>者、而<sup>シテ</sup>後  
忽<sup>ニ</sup>有<sup>テ</sup>慶明<sup>ノ</sup>官斷<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>、則檢閱<sup>シ</sup>自<sup>レ</sup>初起<sup>ノ</sup>因<sup>一</sup>并<sup>ニ</sup>中間<sup>ノ</sup>節々<sup>々</sup>案

隨ノ事<sup>ヲ</sup>、深ク究<sup>メ</sup>其<sup>ノ</sup>情而覈<sup>メ</sup>其<sup>ノ</sup>誠<sup>ニ</sup>、以斷<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>。謂<sup>ニ</sup>之<sup>ヲ</sup>「<sup>ニ</sup>ト<sup>一</sup>」と注する。

(3) 又世尊告衆曰……勿令後悔云々<sup>ニ</sup> 宋代禪者の涅槃會の上堂語にしばしば引用される。例えば『癡絶道冲語録』卷二に「書辭衆上堂曰、世尊臨入涅槃、告衆云、汝等善觀吾紫磨金色之身、瞻仰取足、無令後悔。今日即有、明日即無」(統藏一・二一・二八三a)と見えるのが一例である。無著道忠「訓解添足」は「大般涅槃經後分」卷一、「遺教品」以下の一文を引用しており、それによれば、この語が、阿泥楼逗が発した言葉に由来し、釈尊の入滅を悲歎する阿難に対して慰撫するものであることが解る。「尔時、阿泥楼逗安慰阿難、輕其愁心、而語之言、咄哉、何為愁苦。如來涅槃時至、今日雖有、明日則無。汝依我語、諮啓如來、如是四問」(大正藏一・二九〇a)。「大藏一覽」卷一にも同文が収載されている。

(4) 今日明日之語……皆是一款之白状也<sup>ニ</sup> 釈尊入滅の時の語である。「今日私は存在し、明日は存在しない、能く我が肉身を禮拜頂戴して、後悔しないようにせよ」という語と、「私が入滅したと云えば、もはやおまえたちは弟子ではない、滅度していないと云えば、それも又わが弟子ではない」という語とは、共に一通の自白調書であるの意。「夾山鈔」は、「旧註<sup>ニ</sup>云、桃花開<sup>ケ</sup>了<sup>テ</sup> 杏花紅<sup>ト</sup> 者、世尊<sup>ノ</sup>曰、今日<sup>ハ</sup>有<sup>リ</sup>明日<sup>ハ</sup>無<sup>ク</sup>之謂<sup>ナリ</sup>也。統云、如<sup>レ</sup>ナルトキハ是<sup>レ</sup>、則只是<sup>レ</sup>俗詩<sup>ノ</sup>之義理<sup>ナリ</sup>也。非<sup>ス</sup>禪頌<sup>ニ</sup>也」と注する。

(5) 桃花杏花之……山花澗水一般乎<sup>ニ</sup> 涅槃會(二月十五日)の現前

の情景。桃の花は咲いては散り、連綿として杏の花も同様に咲いては散りゆく。爛漫に百華花咲き、時移ろいて散りゆくすがたこそが、諸法実相であり、法身常住そのものだの意。『碧巖録』第八二則「本則」に、「拳、僧問大龍、色身敗壞、如何是堅固法身(話作兩槩。分開也好)。龍云、山花開似錦、澗水湛如藍(無孔笛子、撞著甄拍板。渾崙擊不破。人從陳州來、却往許州去。)(大正藏・四八・二〇八a)。人の肉体は滅び去る、永遠常住なる法身とは何か。(春来たつて)山に花開いて錦をなし、谷川の水は揺蕩い深く澄んだ藍の色を増す、そのすがたこそが移ろわぬ真実人体だの意。D句傍注「堅固法身」に關連する注。『訓解添足』は、花々の相統(開落)を常住法身の意に取るのは邪解であるとして批判する。

(6) 仏ノ涅槃……知レサルナリ<sup>ニ</sup> 釈尊涅槃の世寿については、「七十九歳」「八十歳」「八十一歳」等諸説があり、また人の寿命については「上寿百二十歳」「中寿八十歳」「下寿六十歳」とも言われる。釈尊の生涯は「中道」の生き方であるから、必ずや八十歳入滅に違いないの意。『祖庭事苑』卷四「七十九」の項に、「七十九、或云八十一、或云七十三、互出不同、各有所主。七十九、謂不敢競世尊之寿也。八十一。將晦隱於中巖、預為十年之約。然師実示寂於七十三歳」(統藏一・三六一c)と見える。釈尊の「世寿七十九歳」説は、『翻訳名義集』卷一「周第六主穆王滿五十二年壬申之歳二月十五日、仏年七十九、方始滅度」(大正藏五四・一一〇〇c)とあり、『勅修百丈清規』卷二等に見える。「世寿八十才」説は、例えば『大唐西域記』

卷六に「聞諸先記曰、仏以生年八十、吠舍住月後半十五日入般涅槃、当此三月十五日也」と見える。因みに「休咄」卷三第三話には、「むかし釈尊八十三、跋提河におゐて涅槃に入る」とある。上寿・中寿・下寿については、例えば『甄正論』卷二に「寿有三等、上寿百二十歳、中百歳、下寿八十歳」(大正蔵五二・五六六b)とあり、『法華経疏』卷一「随喜功德品十八」に「仏在時、上寿百二十、中寿百歳、下寿八十、欲顕命難保故、以下寿為其量」(大正蔵八五・一八五a)と見える。

(7) 仏ハ蠱ノ卦トモ……実ニハ知レサルナリ||典拠未詳。般涅槃の干支のことを云うか。『易経』「鼎卦」に「聖人亨、以享上帝」とあ

0142 題友人行卷

【京大本略註】

(142) 題友人<sup>ノ</sup>行卷<sup>ニ</sup>

平生行脚之時、所作頌詩等編之名<sup>\*</sup>行卷<sup>也</sup>。這友人恐是洞下之僧乎。

A 山行水宿幾<sup>ク</sup>辛苦<sup>ヲ</sup>

B 雪韻霜詞迥<sup>ニ</sup>不同<sup>ヲ</sup>

C 誰<sup>カ</sup>把<sup>テ</sup>金梭<sup>ヲ</sup>横<sup>ニ</sup>玉線<sup>ヲ</sup>

D 織成<sup>ヌ</sup>十丈<sup>ヲ</sup>錦通紅

通紅者、扶桑日出時、山河大地之草木花、雜色而相照。蜀人、見<sup>レ</sup>之始織<sup>ニ</sup>出錦<sup>也</sup>。迥<sup>不</sup>同者、友人<sup>ノ</sup>詞語、比<sup>ニ</sup>世俗文字<sup>、</sup>則太別調也。晋<sup>列</sup>女伝載、寶滔妻蘇氏、織錦、為回文璇璣図詩、以贈滔。宛<sup>レ</sup>転循環以<sup>レ</sup>誦<sup>之</sup>、詞甚凄惋<sup>シテ</sup>、凡八百四十字云々。世謂之回文錦字詩。寶滔被徒流沙。蘇氏思之云々。古語云、鴛鴦綉出任君看、不把金針度与人。

り、聖賢の意を含み、『易経』「蠱卦」に「上九、不事王侯、高尚其事」と見え、隱者が世俗を離れて節操を保つことの謂とする。

(8) 死活ノ二ツ……白状シタコトゾ||釈尊の涅槃に入るときの言葉は、一度に生死について自白したことである。「滅不滅」を取り上げたことも、その二邊相對に涉らないことこそが肝要であることを、自ら白状したものである、の意。注(1)(3)参照。

(9) 今日ハ則有……ヲ先キニ云フ||詩の平仄を合わせるために、典拠の語順を変えていることを指摘する。

(10) 不涉不滅……ト同心ソ||注(5)参照。

〔欄外注〕

〔7〕 円悟五家宗要、曹洞則君臣合道、偏正相資、鳥道玄途、金針玉線。人天眼目。回互之機。〔8〕 正宗賛、洞山价賛云、金針玉線、暗通錦縫之千重云々。  
〔9〕 金線玉線、曹洞下之語脈也。又錦縫重々開。

〔傍注〕

B 「雪韻」肅也。「霜詞」嚴也。「迥不同」風韻天然不凡之謂也。  
D 「錦通紅」――ハ、裡モ表モナクラルヲ云。

〔出典〕

未詳。

〔校異〕

\* 名行卷―ナシ

〔略註鈔〕

〔142〕 題友人行卷アケケシニ

平生行脚ノトキ作ル詩ヤ頌ヲ行卷ニ書テ、憩藏主ニ跋ヲ請也。此友人ハ金梭玉線ノ沙汰ガアルホトニ洞下ノ僧歟。

A 山行水宿幾辛苦

行脚ノ体ソ。

B 雪韻霜詞迥不トシテ同

霜雪ノ如ク潔イ文章ヂヤホトニ、尋常トハ遠シテ不レ同ソ。迥〔10〕、韻会ニ寥遠也。又露迥々ノトキハ、分明ノ義也。

C 誰把金梭テ横テ玉線一  
D 織成ス十丈ノ錦通紅一

誰カサテ、金梭ヲ取テ玉線ヲ横ヘテ、十丈斗リノ紅ナ錦ヲハ織リ出シタソ。通紅トハ、通身マデマツカナト云義。通紅火ト云モ、面テ通紅ト云モ同シコトソ。爰テハ文章ノ潔イヲホメタナリ。曹洞ハ回互カ肝要チヤホ

トニ、金梭玉線ノ沙汰ラスルソ。註ニ錦通紅ト云ヨリ、  
錦字ノ詩ノコトヲ引イタソ。

【注(142)】

(1) 平生行脚……名行巻也。行巻の解説。『啓蒙抄』にも「行巻、行脚之日所卷舒之詩文章稿也」と見える。なお『梅花無尺藏』「答邵菴閣下之書」に「想閣下于詩于歌、有幾多潤色行巻也」の例が見える。行巻とはもと唐代に科挙に臨む者が自作の詩文を認め、詩文の才をアピールしようとはあらかじめ有力者に贈っていたものと言う。後、禅僧の間に広まったものと思われる。【補説】参照。

(2) 這友人……僧乎。詩に使用される表現が、曹洞宗の代表的な宗旨を示すものであることから、この友人を曹洞宗禅僧と推定しているもの。『略註鈔』の題註もこれに同じ。(7)(8)(9)参照。

(3) 通紅者……織出錦也。出典未詳。『古今事文類聚統集』卷二「衣衾部／錦繡」項に諸種の錦の由来を載せるが、注本文と同旨のものは見えない。なお通紅の表現は禅録において、以下のように火葬の際、タイマツの明々と燃える様をいう場合にも用いられる。『碧巖録』卷十「跋」、「予謂、当果上座灼然秉炬時、煉得故紙通紅、何縁密室通風」(大正蔵四八・二二五b)、『大慧語録』二「祖安心。頌云、覓心無処更何安、嚼碎通紅鐵一団、縱使眼開張意氣、争如不受老胡謾」(大正蔵四七・八五〇c)等。なお東陽英朝『少林無孔笛』卷四「鏡空宗有信女下火」の語に、「喞。拳火把云、死灰掃出錦通紅。心地木叉光彩穠」(大正蔵八一・三九二c、三九三a)と見える。

(4) 迥不同者……太別調也。B句の注。友人の詩語は雪韻霜詞にして世俗の詩文に比べてはるかに特別ですばらしいとの意。別調は音

楽の調子が他に異なつてすぐれ秀でてゐること。「迥不同」の傍注もこの意に取る。なお『正字通』に「迥、与洞音義通、俗作迥」と見える。雪韻・霜詞については傍注に見えるように厳・肅と捉える。数えきれぬ辛苦を経験してきた修行者ゆえの詩語の峻厳さを称揚するもの。『訓解添足』に「二二句、為二訪道、行二山路」宿水隈<sup>ニ</sup>、其辛苦不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>数也。其喫<sup>レ</sup>苦所<sup>ヲ</sup>吐韻調、清冷如<sup>ニ</sup>雪霜、与<sup>ニ</sup>世俗文字<sup>一</sup>太別也」と見える。

(5) 晋列女伝……思之云々 晋書 卷九十六「列女伝」に所載する蘇蕙作回文詩の故事。蘇蕙は四世紀中頃の人。夫竇滔が秦州刺史として前秦の皇帝苻堅に仕えていたが、左遷されたことを悲しみ、夫を慕つて回文詩を錦に織り込み夫に贈つた。それは縦横二九字×二九字 〃 八四一 字から成る五色の錦地で、璇璣図詩と呼ばれる。「古今事文類聚後集」卷十四「夫婦」織回文詩」に「晋竇滔妻蘇氏、名、蕙、字、若蘭。滔符堅<sup>ノ</sup>時<sup>ニ</sup>為<sup>ニ</sup>秦州刺史、被<sup>レ</sup>徙流沙<sup>ニ</sup>。蕙思<sup>レ</sup>之<sup>ヲ</sup>織<sup>テ</sup>錦<sup>ヲ</sup>為<sup>ニ</sup>回文璇図<sup>ノ</sup>詩<sup>ヲ</sup>、以<sup>テ</sup>贈<sup>ル</sup>滔<sup>ニ</sup>。宛転循環<sup>シテ</sup>以<sup>テ</sup>続<sup>ク</sup>之辞甚凄惋。凡八百四十字」と見え、注本文はこれに近い。この璇璣図詩によつてD句を解釈するものだが、『訓解添足』は「今此、処<sup>ノ</sup>註<sup>ニ</sup>引<sup>テ</sup>錦字<sup>ノ</sup>詩<sup>ヲ</sup>縁<sup>ヲ</sup>者、非也」とする。なお「梅花無尽蔵」に、「便面」(扇面)と題する「回文錦字美人詩、尚有練殘机上糸、染出柳條千尺緑、風前繞欲識相思」という詩が見える。

(6) 古語云……度与人 〃 禪語辞典 では「おしどりを刺繡しおわつた巧みさはどうぞご覧なさい。しかし手なみは見せられるけれども

コツは示しようがない。元好問「論詩」にも用いられ、『朱子語類』一〇四にも引かれる諺」と説明される。「碧巖録」四十則本則著語(大正蔵四八・一七八a) はじめ禪録に散見される。もと誰の語によるものか未詳。

(7) 円悟……回互之機 〃 「人天眼目」卷六「円悟五家宗要」の曹洞の項(大正蔵四八・1a)に同文が見える。回互之機とは君臣・偏正等、主客が自在に回互転換するはたらきへの注者のコメント。

(8) 正宗賛……千重云之 〃 「五家正宗賛」卷三「曹洞宗洞山悟本禪師」章に「金針玉線、暗通錦縫之千重。石女木人、密付宝鏡之三昧」(続蔵一二五・四七七c)と見える。

(9) 金線玉線……重々開 〃 (7) (8)に見たように金線・玉線、また錦縫重々とは、曹洞宗宗風の特徴を表現する用語であることを言う。

(10) 一〇一ハ……ヲルヲ云 〃 織物の仕立て方で、表裏いずれも真紅に仕上げるもの。「竜門文庫本」にも「通紅ハウララモテマツカナルヲ云也」と見える。

(11) 迥ハ……義也 〃 迥に、遠くはるか、はつきり明らかか二義あることを示す。「古今韻会举要」卷十六「上声」に、「迥、戸茗切。说文、遠也。増韻、寥遠也」と見える。また「広韻」に「迥、光也、輝也」と見える。

(12) 誰カサテ……引イタツ 〃 CD句の注。金梭・玉線を駆使して十丈の錦地を織り成すことに譬えられる詩文を創作した友人を称揚す

るもの。曹洞宗の特色である回互の機微を機織りの動作になぞらえ、詩の出来映えを錦通紅と評したもの。「通紅火」については『増刊校正王状元集註分類東坡先生詩』卷二十三「書雙竹湛師房二首」其二に、「暮鼓朝鐘自擊撞、閉門孤枕对殘紅、白灰旋撥通紅火、臥聽蕭蕭雨打牕」と見える。また「面通紅」については『横川語録』卷下「示收侍者」に「人言不是面通紅、此病流来自劫空、拈出洞山三頓棒、慈明老漢得黃龍」（統藏一二三・二〇二c）と見える。

### 【補説】

行巻について、魯迅は「六朝の小説と唐代の伝奇は、どこがちがうか——文学社の質問に答える」において、「唐は、詩文でもって士を銓衡したが、社会上の名声も考慮に入れたから、士人は、入京して試験を受けるとき、あらかじめ、名士に面会して詩文を献上し、その賞賛を期待する必要がある。その詩文を、「行巻」という」（『魯迅全集』第八卷「且

介亭雜文二集」所収）と説明している。なお東英寿「歐陽脩の行巻について——科擧の事前運動による胥僮との繋がりに着目して」（『人文科学論集』五〇号、一九九九）、土屋昌明「唐代の詩人と道教——李白を中心に」（『筑波中国文化論叢』二三号、二〇〇三）等にも詳しい言及がある。もと唐宋代の文人の例が、中国禪僧が修行遍參の際に携行する自作詩文の手控えの名称となり、日本の五山禪僧に伝えられたものか。道元作と伝える和歌集『傘松道詠』（面山編、一七四七刊）序文に、「門下叢席鈔録行巻者不少」という文章があり、これに注した『傘松道詠聞記』（伝面山撰）によると、「行巻ト云ハ行脚ノコトナリ、永平寺ニ義雲和尚ノ行巻ト云ガ今ニ存セリ」と見える。ここに言う義雲（一一二五—一三三三）の行巻とは、道元の和歌が記された資料を指しているが、これによれば日本では漢詩文に加え和歌等を記したのも行巻と呼んでいたものと考えられる。

### 0143 開灯油田帰明覚塔

#### 【京大本略註】

(143) 開<sup>テ</sup>灯<sup>ヲ</sup>油<sup>ヲ</sup>田<sup>ヲ</sup>帰<sup>ス</sup>明<sup>ノ</sup>覚<sup>ノ</sup>塔<sup>ニ</sup>

A 開<sup>テ</sup>毒<sup>ノ</sup>地<sup>ヲ</sup>種<sup>ク</sup>、無<sup>ク</sup>明<sup>ラ</sup>

B 要<sup>ス</sup>見<sup>ス</sup>花<sup>ヲ</sup>敷<sup>ク</sup>、不<sup>レ</sup>夜<sup>ノ</sup>灯<sup>ヲ</sup>

C 八十<sup>ノ</sup>老<sup>僧</sup>徒<sup>レ</sup>定<sup>出</sup>

D 又<sup>ニ</sup>添<sup>テ</sup>光<sup>ヲ</sup>彩<sup>ラ</sup>上<sup>ニ</sup>眉<sup>ノ</sup>稜<sup>ニ</sup>

貪瞋痴ノ三毒也。一畝之地三蛇九鼠之義歟。經云、以三毒為田地、時業ノ種子ヲ、以二愛見無明ノ水ヲ浸漑<sup>カ</sup>ス。言可<sup>コ</sup>下<sup>カ</sup>以<sup>キ</sup>長<sup>チ</sup>明灯<sup>ニ</sup>而照<sup>ス</sup>破<sup>レ</sup>無明之闇<sup>上</sup>也。<sup>③</sup>シカノミナラス 加之 塔中ノ明覺老亦可<sup>レ</sup>添<sup>フ</sup>光彩<sup>一</sup>也。稜<sup>④</sup>者、毛端也。

〔欄外注〕

漑、柯賚反。灌也。見隊代韻。  
無明美性即仏性之心也。

〔出典〕

不明。

〔校異〕

\*地―時

〔略註鈔〕

〔13〕開<sup>テ</sup>灯<sup>ヲ</sup>油<sup>ヲ</sup>田<sup>ヲ</sup>歸<sup>ニ</sup>明<sup>ノ</sup>覺<sup>ノ</sup>塔<sup>ニ</sup>

明覺ニ灯明マイラセフタメニ、田ヲ開イテ寄進スルソ。

歸ハ寄ノ字ノ心ソ。キストヨムベシ。

A 開<sup>テ</sup>三<sup>ノ</sup>毒<sup>ノ</sup>地<sup>ヲ</sup>種<sup>ラ</sup>無<sup>レ</sup>明<sup>ヲ</sup>

三毒ハ貪瞋痴ソ。貪モ瞋モ愚痴カラ起ルソ。無明ハ愚痴ソ。三毒ノ地ヲ開テ、無明ヲ種ヘタソ。無明ヲ種ト

スト読フトイヘトモ、アマリナントヤラウシタソ。

煩惱即菩提チヤホトニ、無明ヲ種ル処デ、不夜ノ灯ノ

B 要<sup>ス</sup>見<sup>レ</sup>三<sup>ノ</sup>毒<sup>ノ</sup>花<sup>ヲ</sup>敷<sup>キ</sup>不<sup>レ</sup>夜<sup>ノ</sup>灯<sup>ヲ</sup>

煩惱即菩提チヤホトニ、無明ヲ種ル処デ、不夜ノ灯ノ

C 八十<sup>ノ</sup>老僧<sup>ヲ</sup>從<sup>テ</sup>定<sup>ヲ</sup>出<sup>ス</sup>

八十<sup>⑧</sup>老僧ハ明覺ヲサスナリ。此灯明ヲ明覺ニマイラセ

タラハ、定ヨリ出ラレウソ。

D 又<sup>テ</sup>添<sup>フ</sup>光彩<sup>ヲ</sup>上<sup>ニ</sup>眉<sup>ノ</sup>稜<sup>ニ</sup>

此灯ノ光彩ヲ明覺ノ眉稜ニ上セウゾ。稜ハ毛端也ト註

シテ、眉間白毫ノアル処ソ。信心ノ施チヤホトニ、施

者受者共ニ清淨ゾ。

【注 (143)】

(1) 貪瞋痴……義歟。A句の「三毒」とは貪瞋痴のことで、(三毒の地とは)「一畝の広さの地にも三蛇九鼠がいる」(「狭い土地にも油断できない相手がたくさんいる」)の意であろうか。「一畝之地、三蛇九鼠」は禅籍にしばしば見られる語句。例えば『虚堂録』巻二に「僧云、馬大師翫月。次一人道正好供養、一人道正好修行、一人驟歩便行。此意如何。師云、一畝之地、三蛇九鼠」(大正藏四七・一〇〇二c)とある。

(2) 経云……闇也。三毒を田畑にし、因業の種を蒔き、無明の水をかける」と経にあるのは、「長明の灯」(「常明塔」で無明の闇を照らし尽くすことができる)の意である。A・B句の大意を述べたものか。「経」が何を指すのかは未詳。

(3) 加之……光彩也。それだけでなく、この塔にまつられている明覚(「雪竇重頌」にもまた(無明の闇に)光彩を添える。なお、「明覚塔」と題する作は0040、0086にもある。

(4) 稜者毛端也。D句「眉稜」の「稜」は、毛の端のことである。

(5) 概……見隊代韻也。韻府群玉では「概」を巻十四去声の「十一隊 与代庭同用」に分類する。『古今韻会举要』巻二十も同様で、

0144 菖蒲石

【京大本略註】

(144) 菖蒲石

『江湖風月集略註』研究(十二)(飯塚・佐藤・比留間・堀川)

この字が「隊代韻」に分類されていることが確認できる。「灌」の意であることも両書に見えるが、「柯賚反」は何に拠るのか未詳。

(6) 無明……心也。無明の正体はすなわち仏性であるの意。『證道歌』(続藏一・二六二c)など禅籍にはよく見える句。

(7) 明覚……ヨムベシ。明覚(の塔)に灯明を供えるために、田畑を開墾して寄進したのである。題の「婦」は「寄」の意で、「きす」と読むのがよい。

(8) 無明ヲ……ヤラウシタソ。無明を種とす」と読むのは、どうであろうか。

(9) 煩惱即菩提……ヨイソ。煩惱がそのまま菩提なのだから、無明(「煩惱」を植えたらすぐに不夜の灯の花が咲くのが見られよう。そして不夜の灯で衆生の無明を照らそう。「花」という字は「種」という字からの連想で「花」とも、「灯花」という言葉があるので「灯」とも関連があり、どちらにもつながっている。

(13) 八十……出ラレウソ。八十の老僧は明覚のこと。この灯明を明覚の塔に供えれば、明覚は定から出られるであろう。

(14) 此灯ノ……処ソ。この灯の光は明覚の眉の端に上るだろう。眉の端には白毫(仏の額から光を発するところ)がある。

A 一泓ノ寒玉弄<sup>ス</sup>蒼虬<sup>ヲ</sup>

B 絡<sup>マ</sup>石<sup>ト</sup>蟠<sup>レ</sup>根<sup>ヲ</sup>翠<sup>リ</sup>欲<sup>ス</sup>流<sup>レ</sup>注<sup>ト</sup>

C 六月耕煙不知<sup>レ</sup>暑<sup>ヲ</sup>

D 眼<sup>ハ</sup>明<sup>ナリ</sup>島外<sup>ノ</sup>一天<sup>ノ</sup>秋<sup>アキ</sup>

寒玉<sup>①</sup>、謂<sup>レ</sup>水也。蒼虬、或曰、菖蒲名曰虬髭、故云蒼虬也。耕煙、抄云、畑ノ間<sup>マ</sup>之額也。眼明者、菖蒲為<sup>二</sup>目ノ葉<sup>一</sup>故。橘<sup>⑤</sup>  
洲菖蒲詩（傍注「碧山堂詩」）、六月我几間、風雨一彈指。对石菖蒲、則雖六月涼如<sup>レ</sup>秋。

〔傍注〕

A 一泓<sup>⑥</sup> 一<sup>ハ</sup>盆也。

A 寒玉 一<sup>ハ</sup>沙也。

A 蒼虬 無角ノ竜也。

C 耕煙 一<sup>ハ</sup>茶ノ間ノガク也。

D 仙境界也。

〔出典〕

不明。

〔校異〕

\*洲菖 一洲画菖、\*秋 一秋碧山棠詩

〔略註鈔〕

(144) 菖蒲石

菖蒲ヲ石ニ栽ヘテ、水ニ入テ置クソ。

A 一泓ノ寒玉弄<sup>ス</sup>蒼虬<sup>ヲ</sup>

一泓ハ淵也。水ノタマリタ処ソ。寒玉モ水ヲ云ソ。蒼

虬ハ菖蒲ヲ虬髭ト云ニヨツテ菖蒲ノコトソ。(7) 弄ス

ト云ハ、蒼虬ガ水ヲ弄シタトコソ云ベキニ、蒼虬ヲ弄シタト云ハ相違シタヤウナレトモ、ドチヘ云タモ似タ物ソ。又人ガ弄シタト云心カ。

B 絡<sup>ト</sup>石<sup>ト</sup>蟠根翠<sup>リ</sup>欲<sup>レ</sup>流<sup>レ</sup>ト

菖蒲ノ石ニ絡タヲ蟠根ト云タソ。翠ノ水ニ移タハ流ルヤウナソ。涼イ底ソ。

C 六月耕煙不知<sup>レ</sup>暑<sup>ヲ</sup>

耕煙ハ、六月ノ時分田ヲ耕セハ、イヨク熱イソ。辛苦シテ悲イヲハ、病<sup>ヤ</sup>於夏蛙<sup>ヨリ</sup>ト云ソ。六月ノ熱イ時分ニモ、此菖蒲石ヲ見レハ暑ヲ知ヌソ。

D 眼<sup>ハ</sup>明<sup>ナリ</sup>島外一天<sup>ノ</sup>秋

スゞくトシタホトニ、眼モ明カナソ。島外トハ十洲三島ノ外マテ見ユルヤウナソ。一天ノ秋ト云モ、涼イヲ云ワウタメソ。又島ノ字ハ、水中ニ菖蒲石ヲ入テ置タハ、島ノヤウナソ。其島ノ外マテモ一天ノ秋テ涼シイソ。底意ハ、迷倒ノ人ハ仮儀ヲ実ト見ルソ。絡石蟠根ヲ蒼虬トミルソ。麻繩蛇ノ心ソ。三四ハ、煩惱ノ内ニアリトイヘトモ、這個ハ不知<sup>レ</sup>暑ソ。不<sup>レ</sup>移<sup>レ</sup>寸歩ヲ清凉国ニ到ルナリ。虬ハ俗字也。蚪是也。竜ノ角ノ無イヲ青蚪トモ云ナリ。爰テハ蒼虬ト云替ヘタナリ。蒼ノ字、菖蒲ニ付テ云也。蟠ノ字ハ虬ノ字ニ付テ云ナリ。

【注(14)】

(1) 寒玉謂水也。寒玉は竹の譬喩にも用いるが、ここでは水のこと。

『三体詩』卷一、雍陶「韋処士郊居」に「蕭条寒玉一溪煙」とある。

(2) 蒼虬……蒼虬也。虬(虯)は「韻府群玉」卷八、下平声八尤に「説文、竜子無角者作虬」とある。「仏祖歴代通載」卷三の孔子誕生の記事に、その身体的特徴として「河陴海口龍顔方頰、鳳顛燕頰虬髭虎視」(大正藏四九・五〇〇a)とあり、『石門文字禪』卷十「贈許秀才」に「虬髭鉄面鶴精神」とあるなど、優れた人物のヒゲの形の譬喩にも用いられる(虬鬚・虬髯なども)。ここで言うように菖蒲の譬喩が通用のものであったかは不明だが、『東坡先生詩』卷十・園林「和子由記園中草木十一首」その九の、菖蒲を詠んだ詩に「下有千歲根、蹙縮如蟠虬」と根の様子をわだかまる虬に喩えた表現がある(『古今事文類聚』後集卷三十二・花卉部・菖蒲にもこの二句を引く)のを踏まえるか。

(3) 耕煙……之額也。「耕煙」は本来、煙雲に耕す、すなわち仙境で薬草を植えるといった意味で用いる語のようで、李賀「天上謠」に「呼竜耕煙種瑤草」とある。ここでも涼しげな菖蒲石を見れば、地上でもそのような気持ちになる、意であろうか。しかし「略註」では「六月耕煙」四字を暑いさなかに畑仕事をする、の意に取っているようで、「抄」を引用する。「訓解添足」も、注(8)部分と同様の記述に続いて「田を耕せば土煙の立つが如くなる故に特に辛苦なる時分に」(原漢文)と同様の解釈を示す。「妬<sup>ヤ</sup>問<sup>ノ</sup>之額」は「る

のまのひたい」と読んで、暑い(熱い)ことの譬喩として用いる慣用句か(炬に額を当てているといった意味か。傍注は意味が取れず、「茶ノ間ノガク」と誤読している)。

(4) 眼明者……棄故 〓 『重修政和証類本草』巻六・菖蒲に「明耳目」とあり、『本草綱目』巻十九・菖蒲にも同様の記述が見られる。

(5) 橘洲……如秋 〓 橘洲宝曇『橘洲文集』(元禄十一年刊本のみ完本)が伝わる。『禅門逸書初編』所収写本は不全本。なお「碧山堂詩」という書名は不明)巻四に「画石菖蒲」として収める五言絶句「太湖与雁蕩、相去二千里、六月吾几間、風雨一彈指」の後半二句(『全宋詩』巻三三六三、二七一二七頁)。太湖石に菖蒲を植えた盆景の自画自賛であろう。語順は異なるが、本詩も同様の盆景を詠んだものである。なお、日本の五山においても鎌倉後期に既にこのような盆景の鑑賞が行われていた(佐藤利行「頼山陽の愛石趣味」『広島大学大学院文学研究科論集』六二、二〇〇二、一一二。なお当該部分については丸島秀夫『日本愛石史』石乃美社によると言う)。

(6) 一ハ……ハ沙也 〓 譬喩表現としては註本文のとおり水を表すが、盆景の実態としては盆とそこに敷かれた砂のことである、の意。『略註鈔』は文字通り水に浮かべている、と取っている(注(9)参照)。

(7) 弄スト……云心カ 〓 A句後半「弄蒼虬」について、そのまま読めば水が菖蒲をもてあそぶことになるが、ここは主語と目的語を逆にして解釈すべきだが、どちらでも同じ事か、とも、主語を人とす

べきか、とも言う。詩の場合、押韻平仄等を優先するため、語順の変更はよく行われるので、菖蒲を「弄」の主語にする読みも成立する。「又」以下は、結局全て水も石も菖蒲も人間の所作である、という考えからの説。

(8) 耕煙ハ……ト云ソ 〓 『略註』同様「六月耕煙」を暑いさなかの作業ととる。「病於夏蛙」は『夾山鈔』に引く『孟子』滕文公下の「脅肩詔笑、病于夏畦」(肩をすくめてへつらい笑うのは、夏の畑仕事よりも疲れる)の誤刻であろう。

(9) スック……涼シイソ 〓 「十洲」「三島」は海上に浮かぶと考えられていた仙境の島々。D句欄外注と同意で、C句「耕煙」の本来の意味とつながっている。「一天秋」は『聯珠詩格』巻十七、陳藏一「倚樓」に「一声新雁一天秋、独向江楼倚暮愁」とあるように、見える限り全てが涼しげな秋の景色であることを言う。「又」以下の解釈は、菖蒲石そのものが実際に水の中に置かれている、と取るもの。

(10) 底意ハ……到ルナリ 〓 裏の意味は、A B句では、怖がりの人が落ちている麻繩を蛇と見間違えるように、煩惱の中にある人はこの世界の仮の姿を真実だと思ってしまうことを「蒼虬」の譬喩で表現し、C D句では、煩惱の中にあっても、そのままそれが悟りの境地 〓 暑さを知らない清涼国である、というもの。『夾山抄』にほぼ同内容の解釈が詳しく記されている。「麻繩蛇」の譬喩は、『楞嚴經集註』巻五に「昔賢有頌曰、白日看繩繩是麻、夜裏看繩繩是蛇、麻上

生繩猶是妄、那堪繩上更生蛇。麻繩蛇境也」(統藏一七・一四四c)  
など仏書でよく用いられる。

(11) 虬ハ……付テ云ナリハ蚪は注(2)に記したように、蚪の誤り。

0145 政黄牛

【京大本略註】

(145) 政黄牛

A 吟肩高聳<sup>ヘテ</sup>湖山瘦

B 心湛<sup>シテ</sup>不<sup>トシテ</sup>随<sup>テ</sup>湖水<sup>ニ</sup>揺<sup>カ</sup>

C 来往<sup>ス</sup>橋辺<sup>ヲ</sup>双白鷺

D 不<sup>レ</sup>知<sup>一</sup>足<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>誰<sup>カ</sup>翹<sup>ツル</sup>

註<sup>(1)\*</sup> 在<sup>前</sup>。

【欄外注】

1-1-1ハ、常ニ牛ニノツテ遊山シタル人也。比政公貌。

【傍注】

此ノ白鷺斗カ、政黄牛ノ知音テアルカ、不<sup>レ</sup>知也。

【出典】

未詳。

【校異】

\*註在前―無し

『江湖風月集略註』研究(十二)(飯塚・佐藤・比留間・堀川)

「蒼」の形容は菖蒲の縁語、「蟠」の形容は虬の縁語として用いてい  
る、と表現技巧を説明する。

【略註鈔】

(145) 政黄牛

前へニモ在タン。

A 吟肩高聳<sup>テ</sup>湖山瘦<sup>ス</sup>

政黄牛、平生詩ヲ作ラル、ホトニ、吟肩ト云ソ。黄牛ノ肩ノ瘦セタハ、湖山如クソ。

B 心湛<sup>トシテ</sup>不<sup>ト</sup>随<sup>ス</sup>湖水<sup>ニ</sup>播<sup>カ</sup>

心ハ寂然トシテ動セスソ。湖水ノ動クヤウニハ無ソ。

C 来往<sup>ス</sup>橋辺<sup>ノ</sup>双白鷺

来往ハ、黄牛ニモ見ルソ。又白鷺ニモ、世上ノ人ニモ見ルソ。

D 不<sup>レ</sup>知<sup>一</sup>足<sup>ヲ</sup>為<sup>レ</sup>誰翹

橋<sup>⑥</sup>辺ニ白鷺ノ一足ヲ翹テ居タハ、誰カ為メソ。黄牛ト知音チヤニ依テチヤカ、黄牛ノ詩ニ、唯<sup>ク</sup>有<sup>テ</sup>白鷺<sup>⑦</sup>、見<sup>ル</sup>我<sup>⑧</sup>常<sup>ニ</sup>此<sup>ニ</sup>来<sup>一</sup>ト云ヨリ、白鷺ヲ云ソ。又一足ヲ翹テ飛去ントスルハ、誰ガ為メソ。黄牛ハ知音チヤニ、何ントテ去ントハスルゾ。底意<sup>⑧</sup>ハ、一二ハ、法身不動、性海湛然ノ処ヲ云、三四ハ、心境一如ノ処ヲ云也。

【註(145)】

(1) 註在前「0111政黄牛」参照。

(2) 此ノ白鷺斗カ政黄牛ノ知音アアルカ不知也。この白鷺のみが政黄牛の知音(理解者)であるのか、それは分からない(なぜなら)にも無心の境界にあり、同道唱和しているのだから)の意。政黄牛即ち余杭惟政(惟正とも。九八五〜一〇四九)は、浄土院惟素の法嗣、法眼宗第四世、平生黄色の子牛に跨がり往き来したので、世人は政黄牛と称した。逸話に富んだ禅僧、世俗の価値観に囚われぬ、超然たる人物として、当時の人々に敬愛された。「双白鷺」の故事は、「禪林僧宝伝」巻十九「余杭政禅师」章(続蔵一三七・二五八d)に見える山居の詩に依拠する。

(3) 政黄牛平生……湖山如クソ。政黄牛は、平生詩を作ったので、「吟肩」と言う。政黄牛の瘦せて尖った肩は、屹立する湖山のように、の意。この高く聳え立つ詩人の姿勢に較べると、西湖を取り巻く山々も瘦せたものには見えないの意を含むか。「吟肩」は、詩人そのものを言い、詩人の高邁な風格を示唆する。例えば「樵隱悟逸(一三三四)語録」巻二「政黄牛」詩に「吟肩聳岩窞、定眼湛湖水、黄牛角指天、八脚垂過鼻、句外須明者个意(続蔵一五〇・三〇六b)とある。また、義堂周信「空華集」巻四「題扇面」に「占断西湖雪後天、黄昏月下聳吟肩」とあり、『太平記』巻三九「光厳院禪定法皇行脚御事」に「吟肩骨瘦擔泉慵時、石鼎湘雪三椀茶飲清風(吟肩骨瘦せて泉を担ふに慵き時は、石鼎に雪を湘て三椀の茶清風を飲

す」と見える。「龍門文庫本」は、「湖山瘦トハ、根本ハ、肩ノ瘦テ  
聳タニ、其中ニ頭ノ出タヲ、山之字ニ似セタレトモ、直ニ肩ヲ山ニ  
似タト云モ、可也」、瘦身の政黄牛の両肩が尖り、その間に頭が突  
き出ているさまが、「山」の字に似せているけれども(つ)、或いは  
直接に瘦せた姿が山に似ているというのも、間違ではない、の意。  
これに対して、『襟帯集』は「根本肩ノヤセテ聳ヘタニ、頭ノ中ニ  
出タヲ、山ノ字ニ似タレ共、直ニ肩ヲ山ニ似タト云モ、何かクルシ  
イ也」として、この解釈は妥当とは言えないとする。『訓解添足』  
には「湖山(政公居)余杭<sup>ニ</sup>、乃杭州(西湖也)」とあり、A B句に  
対して「〇一二」句、政公平生好吟<sup>レ</sup>詩、其吟肩ノ瘦<sup>セ</sup>聳<sup>ト</sup>、如<sup>ニ</sup>  
尋常所<sup>レ</sup>遊湖上ノ山、而<sup>モ</sup>其心還<sup>テ</sup>寂靜<sup>ニシテ</sup>、不<sup>レ</sup>如<sup>ニ</sup>湖水之動揺<sup>スルカ</sup>  
也」と注する。

(4) 心ハ寂然トシテ動セヌソ湖水ノ動クヤウニハ無ソ『襟帯集』  
にはB句に関して、「心一、肩ハ如山瘦タレ共、此ノ心ハ、湖水  
ノヤウニ揺キハセヌソ」とあり、「龍門文庫本」は「心ハ寂然常寂  
ニシテ、識浪情波不<sup>レ</sup>起也」と注する。政黄牛は詩作することを好  
んだが(詩人であったが)、その心は常に湛然寂靜として静まり、  
湖水が波立つようには、その心は動揺することがなかった、の意。夷  
山鈔」首書には、「二ノ句ハ、サテ心ハ寂然トシテ世間ノ情波識浪  
ニ動セラレヌ。其レハ只湖水ノ湛ヘテ揺ヌ体ゾ。或政黄牛ノ心ハ、  
或<sup>ル</sup>抄ニ、政黄牛ノ心湛然トシテ、湖水ノ動ク様ニハナイト、此  
説ハ不可也。湖水ヲ不動ノ処ニ用<sup>ル</sup>ハ、常ノ義也。不ノ字ハ人ニ付

テ云ソ。イリホガニミルナ」とあり、穿鑿し過ぎてはならないとし  
て、上記の説を否定する。

(5) 来往ハ黄牛ニモ……人ニモ見ルソ来往するのは、政黄牛にも  
解し、白鷺にも、世間の人々にも解する、の意。『夷山鈔』も、「第  
三ノ句、来往ノ字ハ、黄牛ノ之来往ト、与<sup>ニ</sup>白鷺ノ来往ト、二義共<sup>ニ</sup>無<sup>シ</sup>  
害也」とする。「龍門文庫本」は「来往橋辺ノ双白鷺。此点可也。此  
政黄牛ノ来往シマワル橋辺ノ双白鷺、為<sup>ニ</sup>政黄牛ノ翹也。へ来<sup>ニ</sup>往<sup>ス</sup>  
橋辺ニ双白鷺ト云点之時ハ、此鷺カ来<sup>ニ</sup>往<sup>スル</sup>橋辺ニ也。此点ハ、ヲト  
リ也。不可取之也」とあり、「来往す橋辺の双白鷺」の訓点の時は、  
政黄牛が橋辺を往来するの意であり、この訓点解釈を良しとする。  
「橋辺に来往す、双白鷺」の時は、往来するのは白鷺と言うことに  
なり、この訓点は劣っており、用いるべきではない、の意。『襟帯集』  
も、「或ハ白鷺カ橋辺ニ来往スルト云ソ。下ニ一足為誰翹ト云呈ニ、  
カシマシウテ、ハルイソ。只政黄牛ノ来往スルト」として、往来の  
主体を白鷺とする説を否定する。『訓解添足』は、「〇来往ヲ、或曰<sup>レ</sup>鷺、  
或曰<sup>ニ</sup>世上ノ人ト、皆非也」として、来往の主体に白鷺、世上の人を  
比定する説を謬りとする。

(6) 橋辺ニ白鷺ノ……白鷺ヲ云ソ。『橋辺』は、「〇一二政黄牛」  
の「略註」本文を参考にすれば、西湖畔の「第六橋」を言う。『襟  
帯集』にも、「橋辺」の傍注に「六橋也」、D句傍注に「六橋ノ景也」  
と見える。第六橋辺に降り立った白鷺が人待ち気に片足を挙げて望  
むのは、誰の為であろうか。白鷺が政黄牛の知音なればこそか、の

意。『襟帯集』は、「不知<sup>一</sup>、一足ヲツマツハ、為<sup>レ</sup>誰ソ。為<sup>二</sup>政黄牛<sup>一</sup>翹カ。アレハ、無心ナ処カタルサニツマツツ、コチカラ云イナス。ナセニツマツツト一撈シタ也」とあり、白鷺が一足を爪立つのは、政黄牛のためにするのか、とすれば、白鷺は何を思うわけでもなく疲れて爪立っているのを、こちら(作者)から敢えて言いなしたのであり、どうして白鷺は爪立ったのかと一撈した(問を投げ掛けた)の意に解する。「白鷺」は、「山中偈」に見える詩句に依拠することを言う。「山中偈」は、「0111政黄牛」に引用されている。

(7) 又一足ヲ翹テ……去ントハスルゾ(6)とは別の解釈。一足を上げて飛び去らんとするのは、誰の為なのか、白鷺は政黄牛の知音であるにもかかわらず、どうして去ろうとするのか、の意。『啓

0146玉田

【京大本略註】

(146) 玉田  
号。

A 満畦無<sup>レ</sup>処<sup>下</sup>スニ 鋤犁<sup>一</sup>

B 寸土分明<sup>ニ</sup>是寸圭

C 主<sup>ハ</sup>不<sup>レ</sup>知<sup>ラ</sup>名<sup>ヲ</sup> 佃<sup>ニ</sup>無<sup>レ</sup>戸

D 風前時<sup>ニ</sup>有<sup>二</sup>風<sup>来</sup>儀<sup>スル</sup>

言、田可<sup>レ</sup>有<sup>レ</sup>主、然<sup>トモ</sup>不<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>其名<sup>一</sup>。佃可有<sup>レ</sup>戸、然無<sup>レ</sup>其戸。是玉田無人耕之義。佃者、公田也。戸者、百姓也、民戸也。

蒙抄』は、「白鷺ハ、尋常政公ヲ見馴レタレハ、政公ニ驚ヒテ、足ヲ翹コトハアルマイガ、誰ガ為メニテアルソト、思寄サル処へ議論ヲ立テタルナラン」と注する。『夾山鈔』には、「尋常ノ人ガ来ラバ、増<sup>レ</sup>搏テ飛去ン。政黄牛ヲハ平生馴テ来ルヲ待ルソ」とある。(8) 底心ハ一二ハ……一如ノ処ヲ云也。この詩の表に現れていない意味は(仏教的解釈は)、A B句が「法身不動、性海湛然(悟りの境界)を表出し、C D句は「心境一如(自己の心と対境とが一つになつてゐること)」を示すと言う。『夾山鈔』には、「句中ハ、湖山瘦<sup>スルハ</sup>則真<sup>ル</sup>、政黄牛ノ法身ノ体<sup>ナリ</sup>也。湖水ノ湛<sup>ルハ</sup>則政黄牛ノ性海<sup>ナリ</sup>也。唯見<sup>二</sup>山水<sup>一</sup>而不<sup>レ</sup>見<sup>二</sup>人我<sup>一</sup>也。物我一如<sup>ナリ</sup>也」とあり、またその首書に「一二ノ句ハ徳体ヲ云、三四ノ句ハ徳用ヲ褒テ云ナリ」とある。

古語云、千年田八百主。<sup>(3)</sup>太白詩、鳳飢不<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>粟、所<sub>レ</sub>食唯琅玕<sub>ナリ</sub>。々々者、玉名。<sup>(5)\*</sup>或云、佃者、私田也。上古、太平、民田<sub>ニ</sub>無<sub>レ</sub>主、門無<sub>レ</sub>鎖。自有<sub>ニ</sub>鳳凰來儀<sub>一</sub>。西湖僧清順、嘗賦<sub>ニ</sub>十竹詩<sub>一</sub>曰、城中寸土如<sub>ニ</sub>寸金<sub>一</sub>、幽軒種<sub>レ</sub>竹只十箇、春風慎<sub>テ</sub>勿長<sub>スルコト</sub>、兒孫<sub>一</sub>穿<sub>ニ</sub>我塔前<sub>一</sub>綠苔<sub>一</sub>破<sub>ス</sub>。

〔欄外注〕

佃、広韻、平也。謂、平其田也。

〔出典〕

未詳。

〔校異〕

或云佃者私田也上古太平民田無主門無鎖自有鳳凰來儀一ナシ

〔略註鈔〕

(146) 玉田

号也。玉ヲ栽ル田ト云心ソ。

A 滿畦無<sub>レ</sub>処<sub>下</sub>鋤<sub>犁</sub>

<sup>(畦)</sup>キワマテ鋤<sub>犁</sub>ヲ下<sub>下</sub>処<sub>下</sub>ガ無<sub>ソ</sub>。ナセナレハ、

B 寸土分明<sub>ニ</sub>是<sub>レ</sub>寸圭

一寸ノ地ハ一寸ノ玉チヤホトニ、鋤<sub>犁</sub>ヲ下<sub>下</sub>サフ処<sub>下</sub>カ無<sub>ソ</sub>。

C 主<sub>ハ</sub>不<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>名佃<sub>ニ</sub>無<sub>レ</sub>戸

此田ニハ年貢ヲ作セト云コトモ無イホトニ、主ノ名ヲ

モ知ヌソ。佃トハ官田ヲ云ソ。又私田ヲモ云ソ。田ノ字ヲ諱ムホトニ、佃ノ字ニ云イ替ヘタソ。戸ハ民戸ト云テ、百姓ノコトソ。玉田テ、耕スト云コトモ無イホトニ、百姓モ無イゾ。

D 風前時<sub>ニ</sub>有<sub>リ</sub>鳳<sub>ノ</sub>來儀<sub>一</sub>

太平ノ時分チヤホトニ、鳳凰ノ來儀シタ迄ソ。鳳

飢<sub>テ</sub>不<sub>レ</sub>食<sub>レ</sub>粟<sub>ヲ</sub>、所<sub>レ</sub>食<sub>スル</sub>唯<sub>テ</sub>琅玕<sub>ト</sub>アルホトニ、鳳凰ヲ云<sub>テ</sub>玉ノ字ヲ響スナリ。<sup>(5)</sup>一二ノ句ハ一句毎ニ玉田々々ト作タソ。三ノ句ハ田ト作り、四ノ句ハ玉ト作ルソ。底意ハ、滿畦一トトハ、本分ノ田地ニハ何トモ手ヲ付

ケ難イソ。寸土一、本分テ拄ヘタソ。主不知一、  
賓主ノ沙汰無ソ。風前一、本有ノ太平安樂ノ地ソ。  
又鳳凰ハ、出世ノ物ヂヤホトニ、千仏万祖出興シテ、  
為人シテ、人天ヲ本分ノ田地ニ導イタソ。

【注(146)】

(1) 号〓本詩が号頌であることを言う。0054に古田徳暈作による同題詩が既出。『搜神記』卷十一所収の楊雍伯の故事に玉田の由緒が見える。すなわち、漢の人・楊雍伯が篤行によつて玉と幸福に恵まれたことにちなみ玉田の称が生まれたという。『古今事文類聚』卷二十六「珍宝物／玉」所収「羊公種玉」項に、『搜神記』同記事を典拠として玉田のことを記載している。

(2) 言田可有主……民戸也〓ここでいう田は租税を納めるべき官田を指しているが、本詩では官にあたる田地の所有者も、賦役として耕作する民もいないという意。「竜門文庫本」に「佃ハ、百姓カ上カラ請取テ作ル田ノ名也。佃、無戸ハ、上ニ此田ノ主ナキ故ニ、下ニ請取テツクル百姓モ無也」と見える。

(3) 古語云千年田八百主〓『禪語辞典』では「千年続いた田、八百人の持ち主。家産を保持することのむつかしさをいう」と解説される。『景德伝灯録』卷十一「韶州靈樹如敏禪師」(長慶大安の嗣、九一八年卒)章に「問、如何是和尚家風。師云、千年田八百主。僧云、如何是千年田八百主。師云、郎当屋舍勿人修」(大正蔵一五・二八六b)と見える。ここでは自身の家風を問われた如敏が、千年の間に田の持ち主は八百人も代わつたように、家風などは常に変わっている、わしはなにか一つのところに自己完結したりはせぬ、という意。「郎当屋舍勿人修」は、ほつたらかしのこの住居は修繕する者もない、の意。如敏の恬淡たる境地をいうもの。大慧『正

法眼藏』卷三(統藏一一八・三六c)、『禪宗頌古聯珠通集』卷二十二(統藏一一五・一三九a)他にも広く引かれている。C句に主・佃・戸の語があることに触れて引いたもの。本詩の内容に直接関わるものではない。

(4) 太白詩……唯琅玕。『分類補注李太白詩』卷二「古風五十九首／其四十」に「鳳飢不啄粟、所食唯琅玕。焉能与群鷄、刺鬯爭一痕。朝鳴崑丘樹、夕飲砥柱湍。焜飛海路遠、独宿天霜寒。幸遇王子晉、結交青雲端。懷恩未得報、感別空長歎」と見える。『啓蒙抄』に「李白詩二、鳳飢不食粟、所食唯琅玕ト云タル様ニ、此田ノ玉ヲ啄マントテ、鳳凰ガ来儀シタルニテアラント、玉田ヲ能云ナセリ」と見える。これによれば玉田の太平無為なことを言うものとして李白詩が引かれたと解している。なお『略註鈔』は、玉(＝琅玕)は鳳凰が捕食するものであることから、鳳凰を出したのは詩題・玉田に響かせた修辞であると評している。

(5) 或云……鳳凰来儀。佃を私田と解釈する一説。この場合、上古国家制度成立以前)は太平の世であったから、各家もお互い門に鎖をかける要が無く、自然と鳳凰が訪れるような平和な状態であったというものの。鳳凰来儀とは、天下太平のしるしを言う。『書経』「益謨」に「簫韶九成、鳳凰来儀」と見える。

(6) 西湖僧……塔前緑苔。城中の地佃は高佃だから、静かな住まいの軒先に十本の竹を植えた。しかし春風よどうかこの筍を生長させないでほしい、階段前の緑苔に穴があいてしまうのだから、という

『江湖風月集略註』研究(十二)(飯塚・佐藤・比留間・堀川)

意。『冷齋夜話』卷六「僧清順賦詩多佳句」に「西湖僧清順、顯然清苦、多佳句。嘗賦十竹詩云、城中寸土如寸金、高人種竹只十箇、春風慎勿長兒孫、穿我階前綠苔破」(鎌倉末刊、覆宋刊本)と見えるが、「京大本」の「幽軒」を「高人」に、「塔」を「階」に作る。『碧溪漁隱叢話』卷第五十七「清順」には「冷齋夜話云、西湖僧清順、顯然清苦、多佳句、嘗賦十竹詩曰、城中寸土如寸金、幽軒種竹只十箇、春風懼勿長兒孫、穿我階前綠苔破」と見え、また「古文真宝」前集卷四には「七言古風短編」中「十竹 僧清順」に、「城中寸土如寸金、幽軒種竹只十箇、春風慎勿長兒孫、穿我階前綠苔破」と見える。「京大本」により近いのは「古文真宝」と言える。B句「寸土」に関わる引用。AB句において、玉田においては至る所すべて圭玉なので、鋤犁を下して耕作すべき場所がないという意。清順詩の場合は、城内は狭く地佃が高いので、竹を広く植える余裕がないという意。『啓蒙抄』に「僧清順ガ十竹ノ詩ニ、城中寸土如寸金ト云タル様ニ、此玉田モ一寸ノ上ハ一寸ノ圭璧ニテ、一鋤モ入ラレヌトナリ」と見える。

(7) 佃……平其田也。佃の字義を『広韻』によつて、平声であり、その意味は「田をたいらぐる」ことであるというもの。『新增説文韻府群玉』卷五「平声下／一先」に「佃。治田也」と、また『古今韻会举要』卷六「平声下／田」に「佃。治土也。古者、一夫一婦、佃田百畝」と見える。なお田ではなく佃とするのは、『略註鈔』C句注に見えるように、詩題と同じ文字を用いることを避けたもの。

(8) 畦キワ……処カ無ソ〓この田地は畦際まで尽く玉であるので、鋤犁を下す隙が無いという意。「竜門文庫本」に「一寸ノ地即一寸ノ圭チヤホトニ、何処ニモ鋤ヲ可<sub>キ</sub>下ヤウ無也」と見える。また『襟帶集』に「トツコモ玉チヤ程ニ、スキクワノ立処カナイソ。鋤ハ我トツカウソ。犁ハ牛ニカケテスクモノゾ。一寸ノ地モ一寸ノ玉テ、ズツトガ玉チヤ程ニ、更ニスキクワノ可立処カナイソ」と見える。

(9) 一二ノ句ハ……作ルソ〓A句とB句はそれぞれ玉田、C句は田、D句は玉を言うと言解するもの。なお『訓解添足』には「一句田、二句玉田二字」「三句田、四句玉也」と見える。

(10) 底意ハ……導イタソ〓詩の本意を、A句は余計な手を下しようのない自分の田地と捉え、B句はそれを補充するものであり、C句はこの境地に到つては賓主相對の段階をも超えたものを言い、D句は本来の太平安樂(修行の満了)を言うもの、と解するもの。『訓

解添足』に「三句、勦絶賓主」と見える。そして『略註鈔』は、鳳凰は出世間の存在であることから、数多の仏祖が世に出でて為人度生し、衆生を自分の田地に導いたという解釈を示す。玉田を自分の田地と捉える解釈については、『訓解添足』にも「田主不知其名。佃戸亦無。蓋不仮修証也」と見え、玉田においてはあえて修証を必要としない意に解している。なお『竜門文庫本』及び『襟帶集』は本詩の解釈について、堯帝治世時の擊壤歌を引用し、天下太平無為の時節をいうものという一説を示している。『襟帶集』に「太平ナ節ヲ作ラウト云ソ。無為ヲ樂ンテ、田作ル事ヲ忘レマイソ。堯ノ時、擊壤歌曰、日出テ作、日入而息、擊井而飲、耕田而食、帝力何有於我哉ト云ハ、太平無為ノ化ソ」と見える(擊壤歌は『十八史略』卷一「五帝ノ帝堯陶唐氏」等に見える)。

0147 帰湖南為師造塔

【京大本略註】

(147) 帰<sub>テ</sub>湖南<sub>ニ</sub>為<sub>レ</sub>師<sub>ノ</sub>造<sub>ル</sub>塔<sub>ヲ</sub>

A 雲<sub>ニ</sub>淨<sub>シテ</sub> 湘潭<sub>ニ</sub>山骨露<sub>ル</sub>

B 誰<sub>カ</sub>云<sub>フ</sub> 室内<sub>ニ</sub>有<sub>ト</sub>靈床<sub>一</sub>

C 起<sub>シ</sub>模<sub>ヲ</sub> 画<sub>シ</sub>様<sub>ヲ</sub> 耽<sub>シ</sub>源<sub>老</sub>

D 遮<sub>シ</sub>断<sub>シ</sub> 半天<sub>ヲ</sub> 無<sub>シ</sub>夕陽<sub>一</sub>

勝覽云、湘潭在湖南路。謂、山骨露トハ、即是吾師之面目<sub>ナリ</sub>。豈室内<sub>ニ</sub>別<sub>ニ</sub>有<sub>ン</sub>靈床<sub>一</sub>。僧問趙州、南泉遷化、何処去。答曰、

室内有靈床。耽源者、忠国師之侍者必真也。注見于前。無縫塔之高、遮斷半天也\*。

〔欄外注〕

許<sup>6</sup>渾詩、湘潭雲尽暮山出。

抄云、雲尽山露、豈非師面目耶。故云、誰云室内別有靈床。

〔傍注〕

題 松坡為無準造也。

B句 「有靈床」立牌也。

〔出典〕

典拠未詳。

〔校異〕

\*也―也抄云雲尽山露豈非師面目耶故云誰云室内別有靈床

〔略註鈔〕

(147) 帰<sup>10</sup>湖南<sup>10</sup>為<sup>10</sup>師造<sup>10</sup>塔<sup>10</sup>

或人湖南ニ帰テ、師ノ塔ヲ造ルノ賀頌ソ。

A 雲<sup>11</sup>淨<sup>11</sup>湘<sup>11</sup>潭<sup>11</sup>山<sup>11</sup>骨<sup>11</sup>露<sup>11</sup>

湘潭ハ、湖南ニアリ。雲モ淨<sup>11</sup>シテ山骨ノ露レタコソ、

眞実ノ無縫塔ヨ。

B 誰<sup>12</sup>云<sup>12</sup>室内<sup>12</sup>有<sup>12</sup>靈<sup>12</sup>床<sup>12</sup>

死シテ靈床ニアルナト、ハ、誰カ云ソ。山骨ノ露レタカ、

C 起<sup>13</sup>模<sup>13</sup>画<sup>13</sup>様<sup>13</sup>耽<sup>13</sup>源<sup>13</sup>老<sup>13</sup>

肅宗帝ノ、忠国師ニ塔様ヲ請ハレタレハ、国師良久シ

テ会<sup>13</sup>麼<sup>13</sup>ト云イ、耽源ヲ請シテ問ヘト云イ、耽源モ湘

之南<sup>13</sup>潭<sup>13</sup>之<sup>13</sup>此<sup>13</sup>、中<sup>13</sup>有<sup>13</sup>黄金<sup>13</sup>充<sup>13</sup>一<sup>13</sup>国<sup>13</sup>ナト、頌ヲ作ラレ

タハ、模ヲ起シ様ヲ画タコトヨ。如此シテ、無縫塔ヲ

高<sup>カ</sup>々ト造リ立テ、天ヲ遮断シタニ依テ、夕陽ガ無イソ。  
只前ノ

D 遮断<sup>シテ</sup>半天<sup>ヲ</sup>無<sup>シ</sup>夕陽

タコソ、其俣ノ無縫塔ヨ。<sup>(1)</sup>又、湘潭ノ山カ高イニ仍テ、  
半天ヲ遮テ、夕陽カ無イソ。是コソ、模ヲ起シ様ヲ画ヌ、  
其俣ノ無縫塔ヨ。アレトモ、此説ハ、句カツ、カイテ、  
悪イソ。

【注(147)】

(1) 勝覽云湘潭在湖南路。「湘潭」は、『方輿勝覽』卷二十三「湖南路潭州」項十二県に、「長沙・善化・衡山・安化・醴陵・攸県・湘郷・湘潭・益陽・瀏陽・湘陰・寧郷」と見える。

(2) 謂山骨露……室内别有靈床。A B句の注。雲一つ無く晴れ渡り、山の全容が露わになっている、現前の湘潭の景色こそが、師の真の姿だ。室内に設えられた死者の床にあらうはずもない、の意。欄外注にも同様の指摘がある。

(3) 僧問趙州……内有靈床。「龍門文庫本」も、典拠としてこの問答を引用するが、典拠未詳。或る僧が趙州に、師である南泉普願が亡くなって、どこに行かれたのかという問に対して、師は室内に横たわっておられると答えたという。私見によれば、或いは、この僧は趙州に、生死去來の事(人をどこから来てどこに行くのか)を問うたのだが、趙州は相手にせず、龕の中だと言ってあしらった、の意か。

(4) 耽源者……注見前。耽源は、南陽慧忠の法嗣耽源応真(生没年未詳)。0123天童侍者に見える。

(5) 無縫塔之高遮断半天也。D句の注。無縫塔は高く聳え、半分空を遮ってしまうほどの意。

(6) 許渾詩湘潭雲尽暮山出。A句に關する注。『三体詩』卷三、許渾「凌歊台」詩に、「宋祖凌歊樂未回、三千歌舞宿層台。湘潭雲尽暮山出、巴蜀雪消春水來。行殿有基荒齋合、寢園無主野棠開、百年便作

万年計、岩畔古碑空緑苔」と見える。

(7) 抄云雲尽……室内别有霊床注(2)に関連してA B句に關する注。雲はれて山肌が露わになった、それは師の本質が露堂々(丸見え)になったことである。だから一体誰が、師の骸はこの山骨以外に霊床(屍を安置する台)の上に有るなどと言うのだ、の意。

(8) 松坡為無準造也注この詩題を有するテキストがあるのか、現時点では不明。『訓解添足』は、「一本注作松坡婦注湖南注為無準造注上レ塔注」とあり、「松坡」と自ら題するはずはないから、外の人のために作つたとして、この説を取らない。注(10)参照。

(9) 立牌也注師の位牌を造立する。師の顕彰を意味するか。

(10) 或人湖南ニ……造ルノ賀頌ソ注「龍門文庫本」は、「是モ人カ師ノ塔ヲ造ル也」注(8)参照。

(11) 湘潭ハ湖南ニ……先師ノ面目ソ注『襟帯集』に「先師ノ塔ヲサシタイテミセタ、是コソ真実ノ無縫塔ヨ」とあり、「龍門文庫本」は、「雲浄一、コレコソ、先師ノ塔ヨ。第二句、サラウ時ハ、趙州ノ云タヤウニ、死シテ客殿ノ霊床ノ上ニ在ハ、ナント、ハ、誰カ云ソ。雲浄山骨露タコソ、先師ノ面目ヨ。霊床ハ、死人ヲカカスヘテ置イタ物ヲ云也」と注する。又、『夾山鈔』には、統翠の説を引用して、「今此意ハ、先師ノ面目周遍注法界注、何ソ必シモ認シヤ室内ノ霊床注耶」とあり、「霊床」について「古抄ニ云、令注尊靈注ヲシテ坐注レ床上注也」と注する。『襟帯集』は、「霊床」傍注に「官ノ事也。入官シタト答タ也」とある。靈龕にに収めることを云うか。

(12) 誰云ト云ハ……置カヌ物ソ注「誰云」の語は、古人の言句を反転する場合に置かれる。(例えば七言の詩句の場合) 続く語句は古人の五言(ここでは「室内有霊床」)の語句でなければならない、の意。

(13) 肅宗帝ノ……夕陽ガ無イソ注『碧巖録』第十八則「国師無縫塔」本則(大正藏四八・一五七c・一五八a)を踏まえる。「0123天童侍者」参照。南陽慧忠の無縫塔をめぐる、肅宗への、弟子耽源の施設方便は、「起模画様」(あれこれ勿体を付ける営為)として抑下する。『襟帯集』は、「起一ナニセウソ。塔カツクリタクハ、塔ノツクリヤウヲ云ワイテ、ムツカシウ黄金充国ナント、作テ、コ、ニ忠国師ノ塔カアル、ナンノカノト云テハ、ナニセウソムツカシウテワルイソ」と注する。『夾山鈔』も「第三ノ之句、起注模注画注ハ、様注者、抑注下注耽源ノ語ノ叮嚀注也」と見える。

(14) 又湘潭ノ山……句カツ、カイテ悪イソ注A句とD句の連関を注する。湘潭の山は大山で高く聳えるが故に、空の半ばを覆うほどであり、(平地の)夕暮れ時には、もはや日はささない、これこそが持つて回らぬ、それ其俣の無縫塔だ、の意。